

現代史学講義

日本近現代史概説

永井 和

2012. 4 - 2013. 1

講義の目次

前期（19世紀）

第1章 近代とはどのような時代か（世界史の成立）

第2章 近代以前の東アジアの国際体制

第3章 「開国」と日本の近代

後期（20世紀）

第4章 中華帝国体制の解体と東アジアの近代

第5章 近代帝国主義体制と東アジア

第6章 二つの世界戦争と日本

第7章 敗戦・占領と日米同盟

第8章 現代世界と東アジアの20世紀史

参考文献

- 通史（ただし、日本の近現代史にかかわるもののみ）
 - 中公文庫『日本の歴史』（中央公論社、1960年代）
 - 小学館文庫『昭和の歴史』（1982～83、小学館）
 - 『日本歴史大系』（1984～1990、山川出版社）近代I、II 普及版
 - 『日本の歴史』15～21巻（1991～93、集英社）
 - 『岩波講座日本通史』16～21（1994～95、岩波書店）
 - 『日本の近代』全16巻（1998～2000、中央公論社）
 - 『日本の歴史』20～24巻（2000～03、講談社）（文庫本あり）
 - 『日本の時代史』20～28巻（2004～05、吉川弘文館）
 - 『全集 日本の歴史』13～16巻（2008～09、小学館）
 - 岩波新書『シリーズ日本近現代史』全10巻（2006～10、岩波書店）

第1章

近代とはどのような時代か

1-1 日本の近代はいつからはじまるのか

- 高校日本史の教科書
近代編のはじまりは「開国」（多数説）
 - 「開国」＝ペリーの来航（1853年）、欧米諸国との通商条約調印（1854年、1858年）
- まだ江戸時代なのに、なぜ近代なのか？
- 日本史教科書の多数説＝「明治維新画期説」
 - 近代のはじまりは、じつは明治維新（1868年）から
 - 明治維新のはじまりが「開国」、だから「開国」から近代編をはじめ（＝明治維新の「開国」起源説）
- これとは異なる「開国」画期説も存在する

1-2 日本近代のはじまりについてのふたつの考え方

○明治維新画期説（多数説）

- 明治維新から近代がはじまる。
- 明治維新の「開国」起源説（学界多数説）
→ 中高の日本史教科書は近代編を「開国」からはじめる。

Cf. 明治維新の天保期起源説（1950-60年代の旧説）

○「開国」画期説（少数説）

- 「開国」からただちに近代がはじまる。
- 近代に入ったから明治維新がおこった。

1-3 近代観のちがい

○ 明治維新画期説←「近代化論」パラダイム

- 明治維新を起点に日本の〈内部〉の〈近代化〉がはじまったので、日本の「近代」は明治維新からはじまる
- 近代観⇒「近代とは〈近代化〉がはじまり、すすむ時代」

○ 「開国」画期説←「世界システム論」パラダイム

- 「開国」によって日本とその〈外部〉＝〈世界〉との関係が大きく変化し、日本は「近代世界システム」に包摂されたので、そこから「近代」がはじまる
- 近代観⇒「近代とは近代世界システムに包摂されること」

~~Cf. 「近代化論」パラダイムに依拠した「開国」画期説も可能~~

~~←日本の〈近代化〉は「開国」からはじまる。~~

1-4 「近代化論」パラダイム

- ▶ 「近代化論」パラダイム
「近代とは社会が〈近代化〉する時代」
- ▶ 〈近代化〉とは、社会内部の一定方向への不可逆変化
伝統的な社会（農耕社会）→近代的な社会（産業社会）
- ▶ 近代的社会の諸側面
 - 経済面：工業化・資本主義化・成長経済・人口増大
 - 政治面：国民国家と自由・民主主義の政治体制
 - 生活・文化面：近代家族を基盤とする市民社会・衣食住の近代化（西洋化）・大衆消費社会と平準化・情報通信革命・マスメディアの発達
 - 国際面：近代的国際社会（独立主権国家によって構成される国家体系）の一員となる

1-4 「近代化論」パラダイム

- ▶ 「近代化論」パラダイムに立てば
 - ヨーロッパの「近代」は産業革命（産業化・工業化）とフランス革命（国民国家化と自由＝民主主義体制の成立）からはじまる（18世紀末から19世紀初）。
 - 同様に、日本の「近代」は明治維新からはじまる。
 - ▶ 「近代化論」パラダイムに付随する視線
〈近代化〉の達成度の遅速により社会を序列化
ex. 福沢諭吉『文明論之概略』（1875）の3分法
 - 「文明、半開、野蛮（未開）」＝欧米、中国・インド・日本、アフリカ・オーストラリア
 - 〈近代化〉の度合いを測定すべき対象となる「社会」とは、事実上は一つの「国家」（イギリス、フランス、ドイツ、日本、中国etc）と重なる。
- ⇒ 一国の社会の内部構造の変化に着目する考え方であり、一国単位で「近代」を考える立場

「近代化論」についての注記

- この講義では「近代化論」を、「〈近代化〉とは何か、それはどのようにしておこなわれたのか」という問いをたて、「社会の〈近代化〉過程を分析し、説明しようとする社会発展に関する理論」であり、「〈近代化〉という社会発展を可能にした要因をその社会の内部に求めようとする理論」という意味で使っている。
- 狭い意味での「近代化論」は（とくに日本においては）、欧米などの先進国にくらべて、経済発展が遅れている後進国をいかにすれば発展させる（〈近代化〉させる）ことができるかという現実的な問題関心（冷戦期のアメリカの世界戦略と関係する）から、〈近代化〉とは何か、それはどのようにすれば実現するかを論じたアメリカの経済学者たちの社会発展段階論をさす。その代表的例は[W.W.Rostow](#)の[経済成長理論](#)

1-5 「世界システム論」パラダイム

- 「世界システム論」パラダイム
 - 近代とは「近代世界システム」が拡大し、地球＝世界全体をおおうにいたる時代
 - （ある社会に注目すれば）その社会が「近代世界システム」に包摂される時代
- 「近代世界システム」とは「世界的・広域的な広がりをもつ資本主義的市場経済システム（とその上に成り立っている主権国家体系）」
- 日本は、「開国」によって「近代世界システム」に包摂されたので、「開国」から「近代」がはじまる
- 個々の社会の内部変化ではなく、それぞれの社会とその外部との関係の変化に着目
- 社会が内部的に〈近代化〉されていなくとも、「近代」に入ることはありうる。〈近代化〉≠「近代」化

「世界システム論」への注記

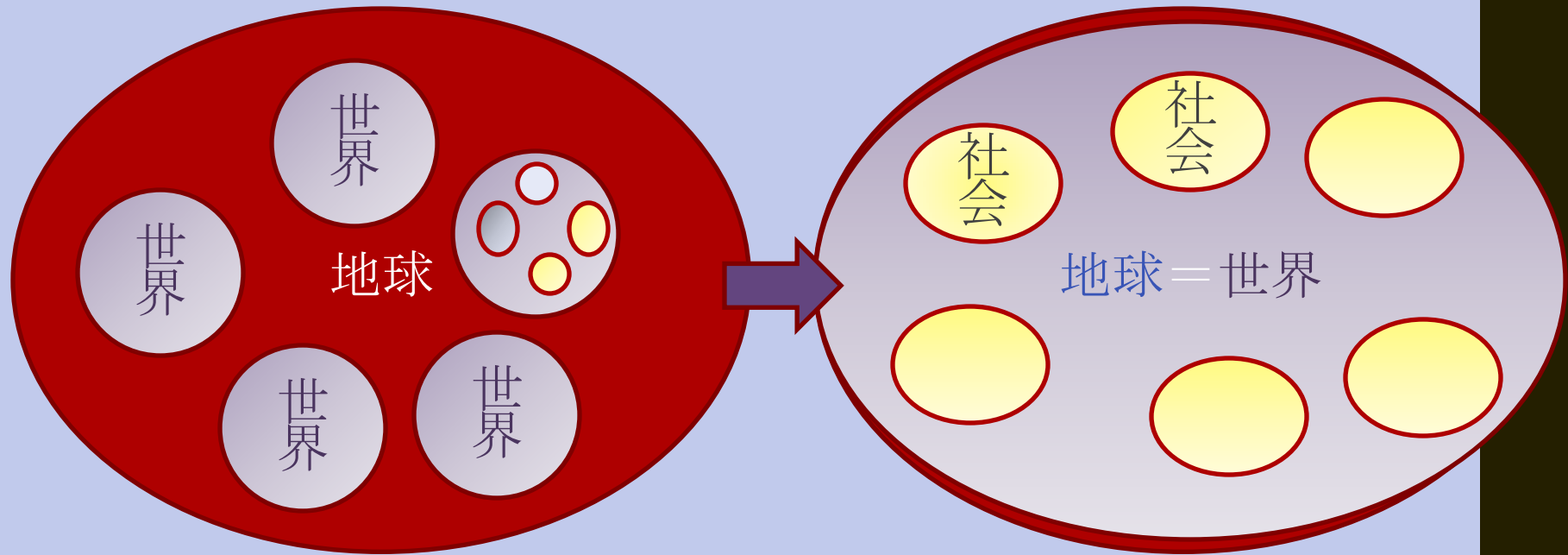
- 「世界システム論」とは、もともとはアメリカの社会学者の [I.Wallerstein](#) が提唱した、資本主義の発展および近代世界の形成に関する歴史理論である。Wallersteinは、資本主義のシステムを「ある社会における市場の存在を前提とした資本と賃労働による商品生産システム」としてのみとらえるのではなくて、「世界的＝広域的に広がった交易・分業のネットワークで、周辺から中心に経済的に富が集積される世界経済システム」としてとらえた。16世紀以降の欧米における資本主義の発展はこの「近代世界システム」の形成と拡大発展の歴史であり、それが地球をおおうことによって、単一の世界経済が形成される歴史であると論じた。「近代」をいう時代を「近代世界システム」（*The Modern World-System*,）の形成と拡大発展の歴史としてとらえていると評価できる。
- この授業では、Wallersteinの「世界システム論」を個々の社会の内部変化ではなくて、それらの社会を内部に含んだ全体としてのシステム（「世界システム」）に着目して近代をとらえる歴史理論の代表的なものとし、このような立場を「世界システム論」パラダイムと名付けた。

世界システム論と世界構造転換論

- 「世界システム論」パラダイムは、「近代」という時代をとらえるにあたって、個々の社会の内部変化ではなくて、それらを含んだ全体＝〈世界〉の構造変化に着目
- 「世界システム論」パラダイムの近代観の系
⇒ 「近代」とは〈世界〉の構造が転換し、〈単一世界構造〉が形成されていく時代
- 多世界構造→単一世界構造
- この構造転換をもたらしたのが「近代世界システム」の拡大の力



多世界構造と単一世界構造



多世界構造(前近代)
地球の上に複数の〈世界〉

単一世界構造(近代以降)
地球の上に〈世界〉はひとつ

このような理解が妥当性をもつことを
どのようにして証明すればいいのか

1-6 現代世界の世界構造

- 現代世界の世界構造は「単一世界」構造
 - 「世界はひとつであり、それは地球全体をおおうものである」
- 世界地図はこのような「世界観」の表現
 - 現在の[世界地図](#) [Google Earth](#)
- しかし、昔から「地球はひとつ」だが、「世界はひとつ」ではなかった。
- 「単一世界」を示す世界図は16世紀に出現
 - [オルテリウスの世界地図 \(1570\)](#) 最初の近代的な世界地図
- それ以前の「世界図」はどうだったのか？

1-7 前近代の世界図にあらわれた世界観

▶ 古代の世界図

- 古代バビロニアの世界図
- 古代ギリシア・ローマの世界図
- ヘロドトスの世界
- 復活したプトレマイオスの世界図 (1482)

▶ 中世ヨーロッパ（キリスト教）の世界図

- TO図
- Mappa Mundi of Ebstorf(1234)
- その部分拡大図（エデンの園）

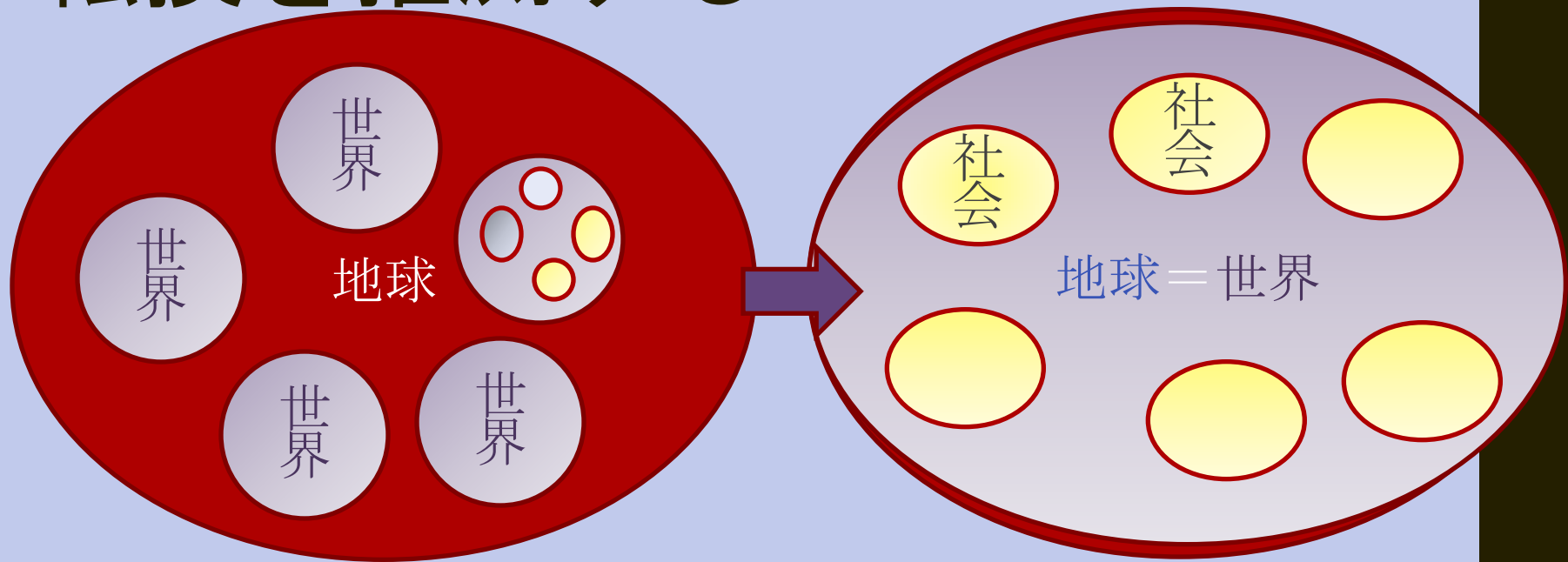
1-7 前近代の世界図にあらわれた世界観

- 中世西アジア（イスラム教圏）の世界図
 - [al-Istakhri's world map \(1193、1570\)](#)
 - [その説明図（上下逆）](#)
 - [al-Idrisi's world map, \(1154、1456\)](#)
 - （プトレマイオスの地図と共通）
- インド世界（仏教圏）の世界図
 - [仏教系世界図とその説明](#)（国立歴史民族博物館）
 - [日本の世界観：三国世界（本朝、震旦、天竺） ex.今昔物語](#)

1-7 前近代の世界図にあらわれた世界観

- 中華世界の世界図
 - 華夷図（12世紀）（現在の中国の一部）
 - その反転版
 - 「混一疆理歴代国都之図」（龍谷大学所蔵）（15世紀）
 - アフロ・ユーラシアサイズの世界図の登場（杉山正明）
 - →プトレマイオス図（ヘレニズム・中世ヨーロッパ・イスラム）＋天竺図＋中華図＋中央アジア
 - カタロニア図（もうひとつのユーラシアサイズの世界図）
 - モンゴル時代における世界の拡大と東西における世界観の共有→世界史のはじまり
 - モンゴル時代にはユーラシアレベルでの「世界の一体化」が実現
 - →多世界論に修正をせまる議論（追って検討）

世界図の変化から世界構造の 転換を推測する



16世紀以前の世界図は地域により多
種多様・地球全体を蔽うものではない
多世界構造(前近代)
地球の上に複数の〈世界〉

現在の世界図
地球の上に〈世界〉はひとつ
→単一世界構造

「多世界の併存」→「単一世
界」=世界構造の転換

1-8 世界構造転換の時代としての近代

- 世界構造の転換は16世紀以降にはじまり、19世紀後半にひとまず終わる（この点については要検討）
- 近代＝世界構造の転換の時代
- 近代＝「単一世界」形成の時代
- 世界史的な意味での近代は16世紀にはじまる
- 形成される「単一世界」＝「近代世界」
- 「近代世界」は現代世界の直接の起源

1-9 多世界論の系譜（高山岩男）

- 高山岩男『世界史の哲学』（1942）
 - ヨーロッパ以外の地域にも多くの歴史的世界が存し、この世界はそれぞれ固有の古代・中世・近世を有する世界をもっているのである。（略）我々は地球上の人類世界の中に、多くの世界史を認め、多くの歴史的世界を認めなければならぬ。一応歴史的世界の多元性の立場に立脚することが、真実の世界史を考察するためには不可欠の条件である。
 - このような多数の世界史が漸次統一性を有し来り、嘗ての如く独立的な封鎖性を保ち得ずして、大きな世界の中に連関するに至り、多数の世界史が切離し得ない関係を有して、一つの世界史に収斂せられ来ったのは、正に近代の驚くべき世界史的事件に外ならないのである。（pp.17-18）

1-9 多世界論の系譜（上原専禄）

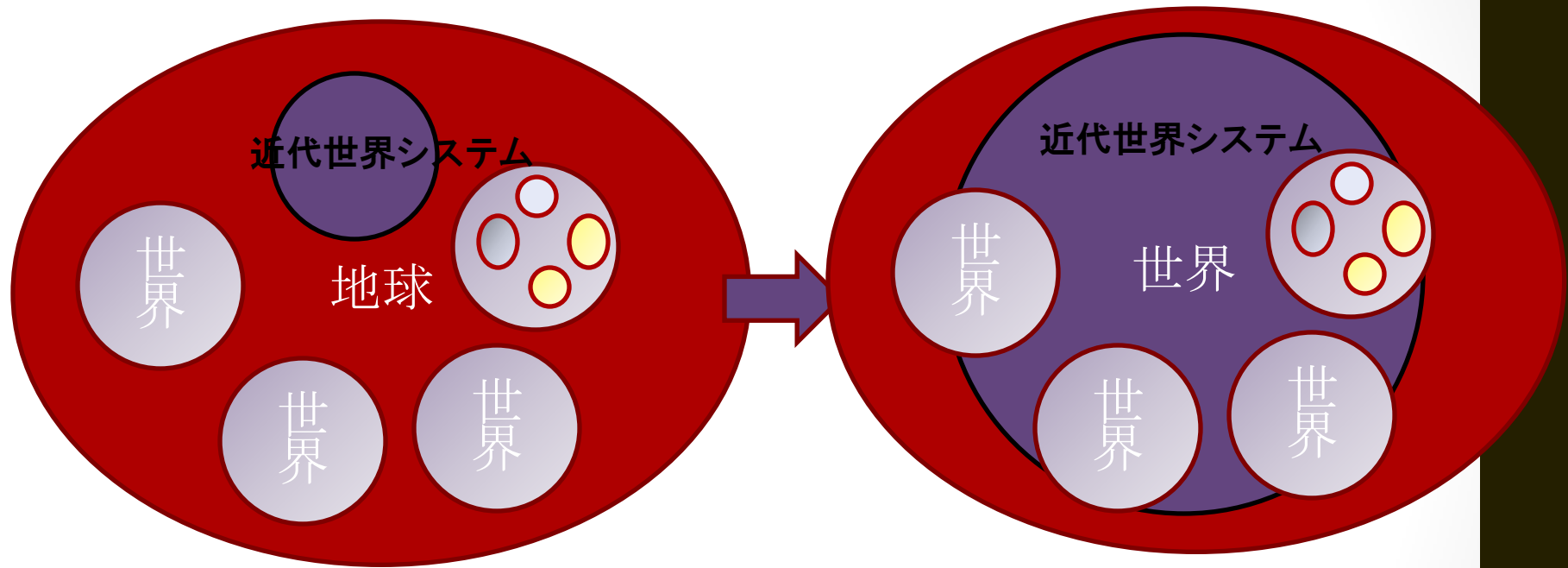
○ 上原専禄「世界史像の新形成」（1955）

- ヨーロッパ的秩序としての一体化された世界が出現するまでに、少なくとも東アジア世界、インド世界、イスラム世界、ヨーロッパ世界の四つの世界が、それぞれ固有の文化と生活様式を作りだし、それぞれ独自の歴史を展開させていった。
- それらのあいだに存した交渉や交流は決して軽視さるべきではない。それにもかかわらず、それらの世界は、結局、別個の世界であった（略）
- 地理上の発見によって準備され、資本主義の発展によって動機づけられたところの、ヨーロッパによる諸世界の統括と支配というかたちの下に一体化された世界の形成という事態は、人類の歴史における真に新しい、そして根本的に重大な事件と判断されなければなるまい。人類は、このときから、一体化の密度を高めてゆく『世界史』において生きはじめたのである。

1-10 「近代世界システム」と世界構造の転換

- 高山・上原では、世界構造の転換をもたらしたのは、「ヨーロッパの拡大・膨張の運動」であったとされる。
上原：「ヨーロッパによる諸世界の統括と支配というかたちの下に一体化された世界の形成」
- 「世界システム論」パラダイムでは、世界構造の転換をもたらしたのは、「近代世界システム」の拡大と結合の力（→[図式](#)）
- 世界構造の転換のプロセス＝「近代世界システム」の生成・拡大のプロセス

近代世界システムの拡大と世界の構造転換



「近代世界システム世界」の拡大による、単一世界の形成

注意：この図式は理解を促進するために、現実の抽象化としては単純化しすぎている。



1-11 「近代世界システム」 の誕生

- コロンブスの新大陸航路（1492年）、バスコ＝ダ＝ガマの喜望峰経由インド航路の発見（1498年）
- 地球全体を海路でつなぐネットワークの出現（マゼランの地球一周航海1522年）
- 地球全体がひとつの「世界」となる端緒
- 西は南北アメリカから東は中国・日本を結ぶ地球規模の「世界商業圏・交易圏」の出現
- 新大陸アメリカとヨーロッパ（環大西洋三角結合）が最初の「近代世界システム」のエリア

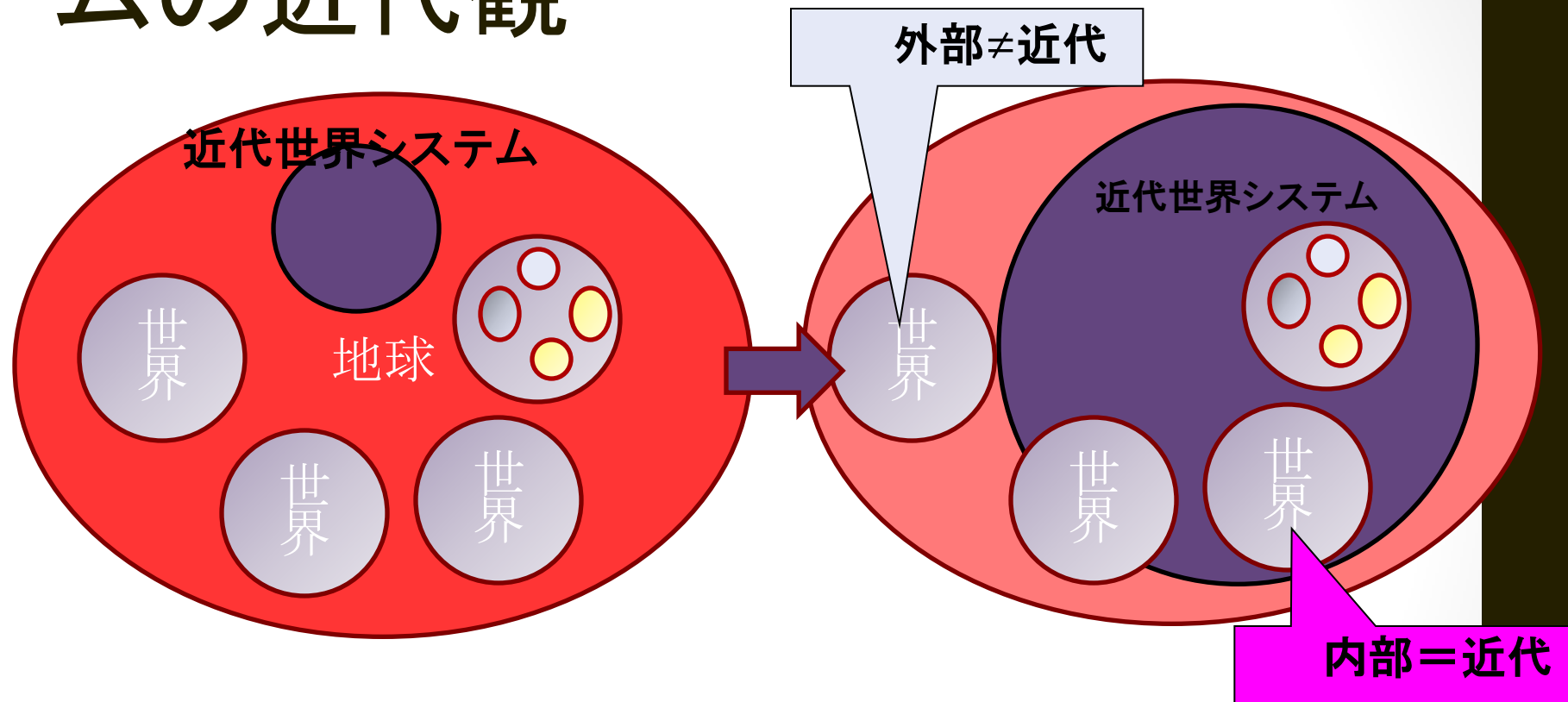
1-12 「近代世界システム」の周辺と中心

- 16ー17世紀の「近代世界システム」（環大西洋三角結合：ヨーロッパ・南北アメリカ・アフリカ西部）
- 「近代世界システム」の中心（西ヨーロッパ）と周辺（新大陸）
- 周辺から中心へ「富」の流出
- 「近代世界システム」の中心→「近代化」（近代化論パラダイムの「近代化」）
- 「近代世界システム」の周辺→「従属化」（マインサスの「近代化」）

1-13 「近代世界システム」の内部と外部

- 16世紀以降に地球規模の「世界商業圏・交易圏」の出現
- 地球規模の「世界商業圏・交易圏」≠「近代世界システム」
（「世界商業圏・交易圏」⊃「近代世界システム」）
- 16世紀においてインド、東アジア、オスマン・トルコ、ロシアは「近代世界システム」の外部（I. Wallerstein）
- 「近代世界システム」の「内部」は「近代」、外部は「近代」ではない。→[図](#)（「世界システム論パラダイム」の近代観）
- 「近代世界システム」の膨張により、徐々に外部が内部化されていく。
- 外部の地域：「近代世界システム」への「包摂」→「近代に入る」

「世界システム論」パラダイムの近代観



- 新大陸は「近代」に入るのが早かった。
- 「近代」に入るのが早かったために「近代化」が進まなかった。

1-14 近代世界システムとアジア

- アジア（イスラム圏、インド、内陸アジア、東アジア）の「近代世界システム」への「包摂」は遅れる
- 16～18世紀のアジアはヨーロッパよりも優位
 - 世界製造物生産（1750年）：中国33%、インド・パキスタン25%、ヨーロッパ23%（イギリス2%、フランス4%）
- 手工業製品（綿織物、絹、茶、陶磁器）の輸出地域
- 「近代世界システム」と接合するが、その「従属化」は生じない。外部にとどまる。
- アジアの「包摂」は19世紀以降
 - アジアの「近代」は19世紀になってから
 - 日本の場合：「包摂」＝「開国」→「開国」から「近代」

1-15 世界システム論と多世界論への批判

1. 多世界論と世界システム論を接合させたことから生じる問題点

- 「16世紀に世界＝地球大となり「単一世界」形成の時代（＝近代）が始まる」というとらえ方
- 「近代世界システムへの包摂＝近代」というとらえ方との間の不整合

※ 「近代」は16世紀にはじまる（世界構造転換論）

※ しかし、「近代世界システム」の外部の地域では、「近代」は16世紀からはじまらない（近代世界システムによる包摂論）。

→ 16世紀から18世紀のアジアは「近世」か「近代」か（東アジアの「近世」問題）

1-15 世界システム論と多世界論への批判

2. 世界システム論および多世界論への批判

- フランクの単一世界経済論（「近代世界システム」否定論）
 - 山下範久の「近世帝国論」による補強
- 杉山正明の世界構造転換の2段階論（多世界論の修正）
- 羽田正の「イスラム世界否定」論（多世界論否定論）

1-16 16～19世紀のアジアは「近代」か「近世」か

- 16世紀にヨーロッパとの接触を開始してから19世紀に「近代世界システム」へと包摂されるまでの間のアジアはそれ以前とも、それ以降とも異なる独自の時代
- この時代を何と呼べばいいのか。
→東アジア史の「近世」問題
- すでに global な世界市場は成立し、東アジアもその一部を構成している。にもかかわらず、東アジア世界を「近代世界システム」の外部とみてよいのか。
→「近世」か「近代」か

「近世」とみなす学説（「近代」とはみなさない説）

- 日本史では伝統的に「近世」と呼んできた（この「近世」は前近代）（ただし、理由づけは別：「武家政権による全国統一と幕藩制国家の成立＝中世的分裂状態の終焉」が指標）
 - 古代（～平安中期）、中世（～戦国）、近世（安土桃山、江戸）、近代（明治～昭和戦前）、現代（戦後）
- 他のアジア史でも「近世」概念は有効か？
 - 中国史の時期区分論をめぐる論争
中国史に「近世」をみとめる立場とみとめない立場
 - 京大東洋史学の伝統（「近世」をみとめる立場）
内藤湖南の唐宋変革論、宮崎市定の「東洋的近世」説
古代（秦漢以前）、中世（三国・南北朝、隋唐）、近世（宋～明清）、近代（アヘン戦争以後）、現代（中華人民共和国成立後）

最近の傾向（東アジア史の「近世」）

- 二つの『岩波講座世界歴史』
- 旧講座（**1960**年代末～**70**年代初）と新講座（**1990**年代）
- 旧講座では古代・中世・近代・現代の時代区分を採用。**10**世紀の宋代から**18**世紀末の清代中期までを「中世」の部に配当。
- 新講座では時代区分そのものを放逐。
第**3**巻：中華の形成と東方世界（漢帝国滅亡まで）
第**9**巻：中華の分裂から再生 **3**世紀～**13**世紀
第**11**巻：中央ユーラシアの統合**9**世紀～**16**世紀
第**13**巻：東アジア・東南アジアの伝統社会の形成**16**世紀～**18**世紀
- しかし、これは実質的に「近世」を認めていることを意味する。
- 岸本美緒『東アジアの「近世」』、**1998**
 - 15・16世紀から18・19世紀＝「東アジア・東南アジアの近世」
 - 湖南・宮崎とは異なる「近世」論
 - 「近世」**≠**「近代」

宮嶋博史の「初期近代」論（「近代」とみなす学説）

- 宮嶋博史の「初期近代」論（「東アジアにおける近代化、植民地化をどう捉えるか」『植民地近代の視座』2004年）
- 16世紀から19世紀前半をそれ以前ともそれ以降とも異なる時代とみなすが、それを「近世」ではなく「初期近代」：early modern

「後期近代」：late modern

Cf. ヨーロッパ史の伝統的時代区分

- 古代（ancient）
- 中世（medieval）
- 近代（modern）
 - 初期近代early modernは15、16世紀から18世紀(ルネッサンスから絶対王政の時代)
 - modernは産業革命・フランス革命以降。
 - 中世と近代の過渡期＝early modern

宮嶋博史の「初期近代」論

- 宮嶋説では東アジアの近代は**16世紀**から始まる。

「世界経済の形成を推進させたもっとも基本的な原動力は、東アジア、とりわけ中国大陆の圧倒的な富であった。この富を求めて、世界経済は起動し始めたのである。したがって以下では、中国を中心に据えた世界史のはじまりについて述べるとともに、一六世紀以降の世界史の大まかな動きのなかで、東アジアの近代について概観してみることにする。」

- 16世紀に地球規模の世界交通と世界市場が出現したことによって中国を中心とする世界経済が成立するが、この中国中心の世界経済の成立をもって「近代」の起点とする。

宮嶋博史の「初期近代」論

- **16世紀**に世界史が始まる→**16世紀**が近代のはじまり（アジアでもヨーロッパでもアメリカでも同時に近代）→「世界システムによる「包摂」＝近代」論の否定
 - **16世紀**から**19世紀**：初期近代（東アジア＞ヨーロッパ）
 - **19世紀**から**20世紀**：後期近代（ヨーロッパ＞東アジア）
 - （多世界・世界構造転換論は必ずしも否定されていない）
- 「初期近代」か「近世」か？ → 「世界システムによる「包摂」＝近代」論か、否か
- 「初期近代」論はA. G. Frank ReORIENT(1998,2000)に依拠

補足：宮嶋の「儒教的近代」論

- 宮嶋は2010年に岸本の「東アジアの「近世」」を批判するとともに、自己の「初期近代論」を自己批判して、新たに「儒教的近代」論を提唱（「儒教的近代としての東アジア「近世」」『岩波講座東アジア近現代通史1』）。
- 中国では明代（14世紀）から「近代」に入ったとする。この中国の「近代」は西欧の「近代」とは様相が異なるが、対等な「近代」であるとし、これを「儒教的近代」とよぶべきだとする。
- つまり、それまで「伝統的社会」として前近代に区分されてきた明清時代の中国を西欧とは異なる意味での「近代社会」とみなすべきであると主張。
- 「儒教的近代」の指標：朱子学
- 宮嶋の「近代観」の特徴
 - 社会の内部構造に注目して近代か否かを判定する点で「近代化論」パラダイムと同じ→「世界システム論」パラダイムを放棄
 - 「近代化論」パラダイムとは異なる指標で「近代社会」を判定→複数の「近代」（「西欧近代」と「儒教的近代」）
 - 「近代化」の指標の変更（複数の「近代化」）か？ 単一「近代化」指標による明清期中国社会の解釈の変更か？

Frankの「近世世界システム」論

- 1400～1800年にはすでに単一の世界システム（世界経済）がただひとつ地球上に形成され、存在していた。
（「近世のglobalな世界経済」システム）
- この世界システム（世界経済）の中心は中国であった。

Frankの「近世世界システム」論

- ヨーロッパはこの世界システムの周縁にすぎなかった。ただ、ラテン・アメリカの貴金属を自由にするることによってのみ、この世界システムに恒常的に参入できたにすぎない。ヨーロッパはあらゆる点でアジアに対し遅れていた。
- この世界システムにおける中心（ヘゲモニー）の移動（中国・インドからヨーロッパへ）がおこるのは、**19世紀**になってから。

Frankの「近代世界システム論」 (Wallerstein) 批判

- ➡ ヨーロッパを中心とする「近代世界システム」なるものは、歴史的には存在しなかった。
- ➡ アジアは最初から世界システム内部の存在であり、「近代世界システム」の外部にあったのではない。
- ➡ 「近代世界システム」が拡大発展して、その外部にあったアジアを、その内部に「包摂」したというのはあやまりである。

Frankの「近代世界システム論」 (Wallerstein) 批判

➡ ヨーロッパを中心とする「近代世界システム」(資本主義世界経済)が拡大発展して、他の世界を「包摂」し、global化したとするWallersteinの世界史理論は、ヨーロッパ中心主義な社会理論であり、「ヨーロッパの例外性」を含意する点で、先行するMarx、Weber等と同じ誤りを犯している。

✖ 「包摂」論の否定にして、かつ「多世界・世界構造転換論」の否定

山下範久の「近世帝国」論

- 山下『世界システム論で読む日本』
2003年
- Frank等のWallerstein批判を繰り込んで「世界システム論」の修正（「新世界システム論」の構築）をめざす。
- その時のキー概念が「近世帝国」

山下範久の「近世帝国」論

Wallersteinの「包摂」論の根本的な盲点

- 包摂する側の近代世界システムと包摂される側の外部の諸社会とのあいだに、固定的な非対称的関係を前提としてしまっている。
- そのため、「能動的な歴史の主体としてのヨーロッパ、そのような主体によって客体化される受動的な存在としての非ヨーロッパというオリエンタリズム的視線に立つヨーロッパ中心主義史観」という批判をうけざるをえない。
- →この批判がもっとも厳しい批判：この批判をいかにして回避するかが、山下の課題

山下範久の「近世帝国」論

- ▶ ヨーロッパと非ヨーロッパの固定的な非対称的關係が生まれる根源は、「近代世界システム」＝世界経済（市場経済・近代）、非ヨーロッパ＝「世界帝国」（貢納再分配経済・前近代）という二項対立にある。この二項対立を脱構築すべき。
- 脱構築の方法→「近世帝国」論
- 「近代世界システム」は16世紀から存在していたのではない。この時期ヨーロッパにも「世界帝国」が存在していた。
 - 絶対王政はすべて「世界帝国」をめざす存在（不十分な世界帝国）
- 16世紀から18世紀にかけて、地球上には5つの「世界帝国」が存在していた。この時期の世界秩序は「5つの「近世帝国」の併存」という形態（←世界史上の「近世」）
 - ヨーロッパ・環太西洋（スペイン・ハプスブルグ帝国etc）、ロシア帝国、オスマントルコ帝国、ムガル帝国、明・清帝国
- ヨーロッパが他の地域と比べて、最初から特別の存在であったわけではない。

山下範久の「近世帝国」論

- 近世の「近世帝国」世界秩序は、1800年前後に解体をはじめ。ただし、その「解体」はヨーロッパの世界経済（＝近代世界システム）による「包摂」によって生じたのではなく、多元的な近世国家間の相互変化の結果である（→ある種の「自己解体」）。
- その「解体」の過程の結果、19世紀後半には「近代世界システム」（市場経済と国民国家からなる資本主義システム）がグローバルな世界秩序として世界をおおう。
- この過程は連続的でなく、不連続な過程であり、その間に「グローバリティの句切れ（カエスラ）」ともいうべき、非決定的状況が介在していた。

山下範久の「近世帝国」論

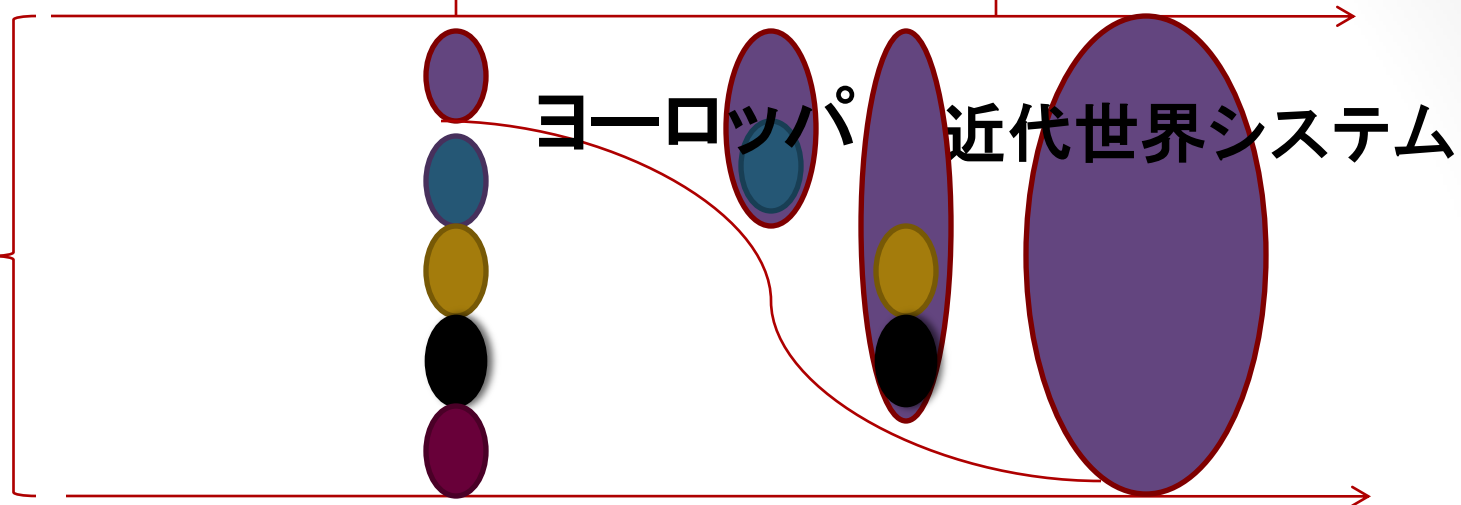
- この「非決定的状況」に投げ出された点では、ヨーロッパも非ヨーロッパも同じ状況であり、「すべての地域が「ゼロ」から「近代」へとスタートした」
- ただ、この非決定的状況における諸条件のわずかなちがいや主体の選択のちがいが累積して、そのあとの近代世界システム内部でのポジションのちがい（中心・周辺）を生むことになった。
- →ヨーロッパの支配は歴史的必然でもなんでもない。
- →最初からあった「近代世界システム」が他を「包摂」してグローバル化したのではない。

Wallerstein

1500年

1800年

世界の広がり

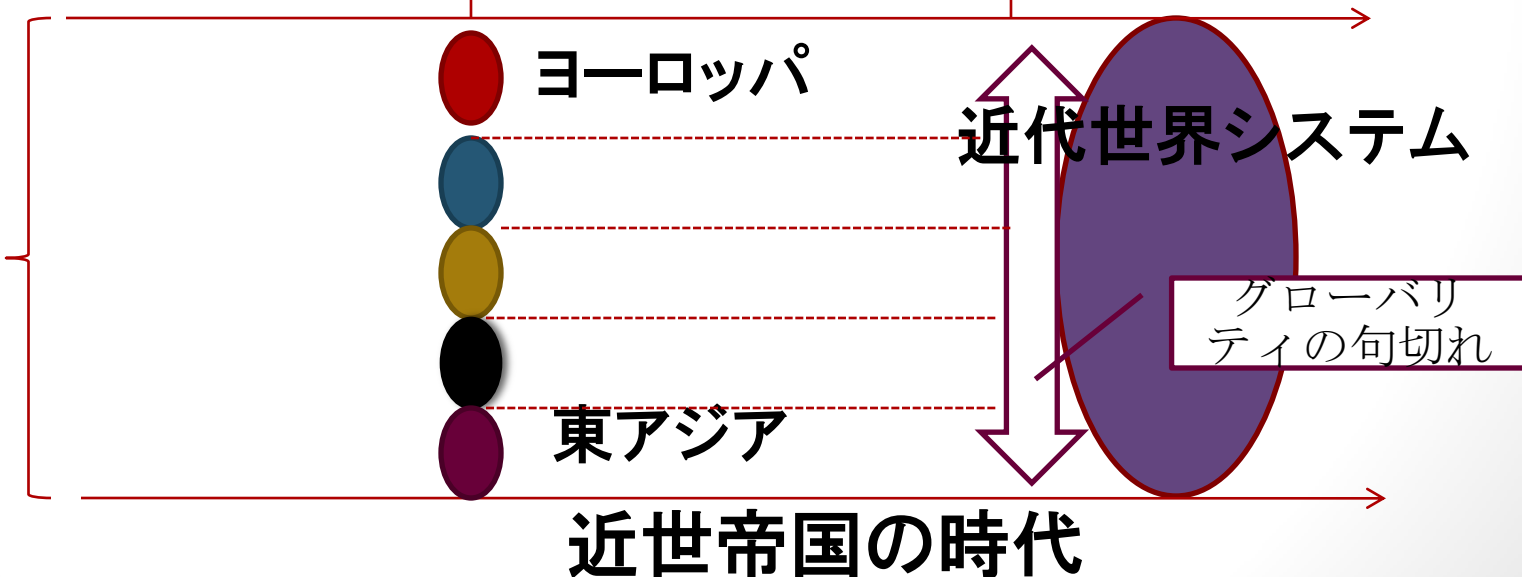


山下範久

1500年

1800年

世界の広がり



山下範久の「近世帝国」論

- Wallersteinへの批判（ヨーロッパ中心主義批判）を回避するための、真摯であるがたぶんにアクロバティックで難解な議論。
- 「近代世界システム」と「世界帝国」というWallersteinの概念を継承しているが、「包摂論」そのものは否定している。
- 「近代世界システム」がグローバル化する過程（＝「世界帝国システム」が「資本主義世界経済システム」にとってかわられる過程）を実質的に「説明不能」（「グローバリティの句切れ（カエスラ）」）としている。（それを説明することは、ヨーロッパ中心主義との批判をまねきかねない）
- しかし、現実に「近世世界帝国」は西洋列強（英仏独ロ米）が優位に立つ国際政治経済システム（「近代世界システム」）にとってかわられた歴史事実を否定することはできない。
- 時代区分に関して言えば、「近代」は「近世世界帝国」が解体する19世紀以降、16世紀から18世紀は「近世」というのが山下説。
- そのうえで、「近世」と「近代」に大きな断絶（不連続）があるとする。
- 「世界史形成の能動的主体としてのヨーロッパ」という概念を放逐することによって、かえって歴史過程の説明をわかりにくくしてしまっている。
- 「近代世界システム論」は、はたしてほんとうにヨーロッパ中心主義なのか？

世界システム論への批判のまなざし

- 「世界システム論」は1970年代に登場したが、1980年代頃から、西洋中心主義的であるとの批判をうけ、1990年代にはさらに強まった。
 - Frank：ヨーロッパを中心とする「近代世界システム」（資本主義世界経済）が拡大発展して、他の世界を「包摂」し、global化したとするWallersteinの世界史理論は、ヨーロッパ中心主義な社会理論
 - 山下：能動的な歴史の主体としてのヨーロッパ、そのような主体によって客体化される受動的な存在としての非ヨーロッパというオリエンタリズム的視線に立つヨーロッパ中心主義史観
- しかし、もともと「世界システム論」は資本主義の発展を一国史的に解明しようとする「近代化論パラダイム」を西洋中心主義的とみなしてきた。
- 皮肉なめぐりあわせ。その背景には1970年代以降の日本、中国、東南アジア、インドなどの経済発展があった。

杉山正明のユーラシア世界史論

- 多世界論を継承しつつ批判→世界構造転換の2段階論
- 「世界史の分水嶺としてのモンゴル帝国」論
 - 支配領域：中華世界＋内陸アジアの遊牧世界＋西アジアのイスラム世界
 - その周辺：インド世界、地中海・ヨーロッパ世界
 - ユーラシア・サイズ（≡グローバル・サイズ）の世界交通（陸路・海路）と世界市場の成立
 - ヨーロッパ世界にインド・中国への進出意欲をかき立てる

杉山正明のユーラシア世界史論

- モンゴル帝国時代にユーラシア・サイズでの「単一世界」の出現←東西での世界図の共有

- モンゴル時代にアフロ・ユーラシアサイズの世界図の登場

→プトレマイオス図（ヘレニズム・中世ヨーロッパ・イスラム）＋天竺図＋中華図＋中央アジア

- カタロニア図（もうひとつのユーラシアサイズの世界図）
- モンゴル時代における世界の拡大と東西における世界観の共有→世界史のはじまり

杉山正明のユーラシア世界史論

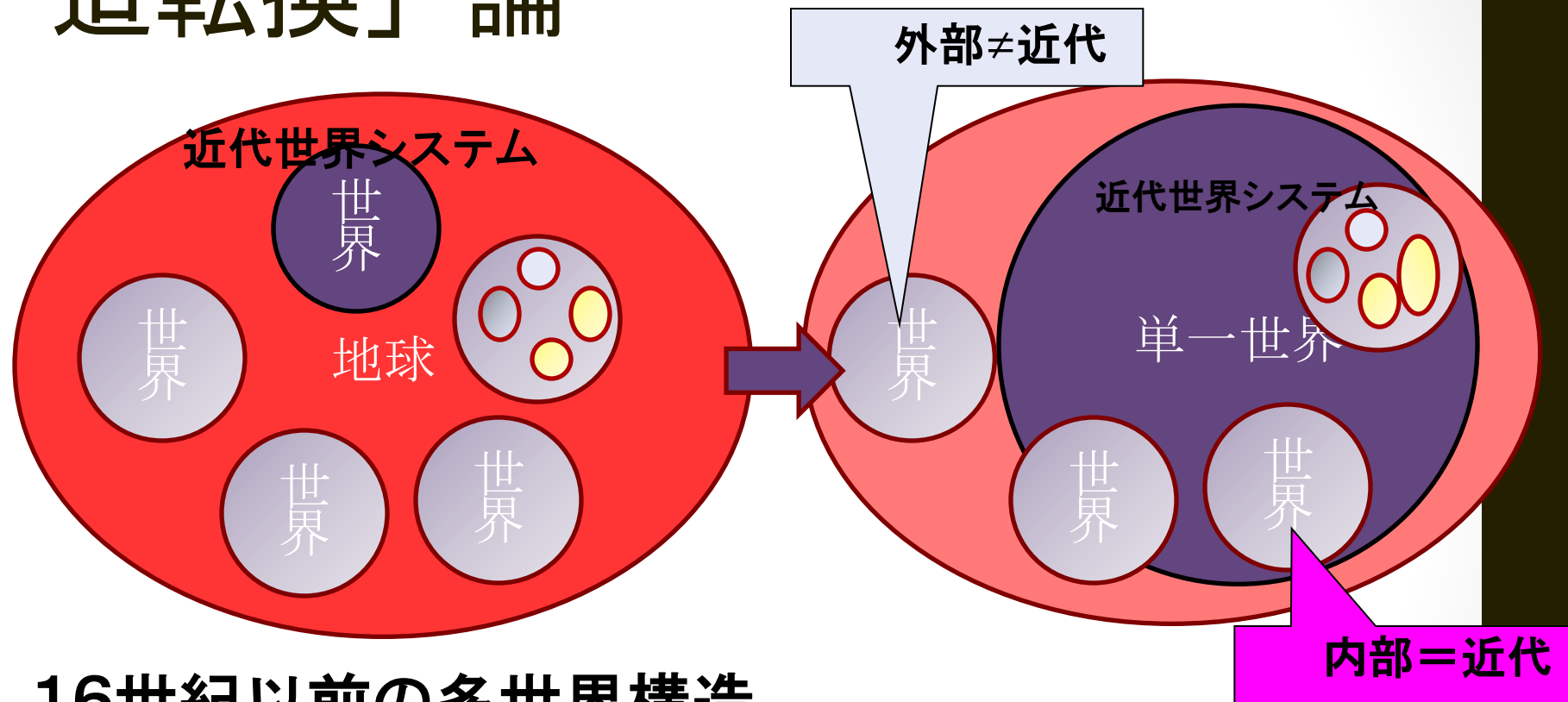
- 世界構造転換の2段階説
 1. 各地域世界（古代・中世）→ユーラシア規模での「世界の一体化」（モンゴル帝国・13～14世紀、この転換の推進力は中央ユーラシアの遊牧勢力）
 2. ユーラシア規模での「単一世界」→グローバル・サイズでの「単一世界」（16世紀以降、この転換の推進力はヨーロッパの海上勢力）

杉山正明のユーラシア世界史論

- 「世界図」を使って「世界」認識の変遷を推定する方法からすれば、杉山の「モンゴル帝国時代にユーラシア世界の成立」説に同意せざるをえない。
 - ほぼユーラシア全域をカバーする「世界図」が存在していたという事実を否定できない。
- この講義で今まで説明してきた[「世界構造転換」論](#)（「多世界」→「単一世界」）は、「前近代」と「近代」の断絶を重視するあまり、「前近代」における「世界」の「拡大過程」を単純化しすぎていた。
 - 16世紀よりも前に、ユーラシア・サイズでの「世界の一体化」が実現していたと考えるべき。
 - 「世界構造転換」の2段階説は説得力をもつ。



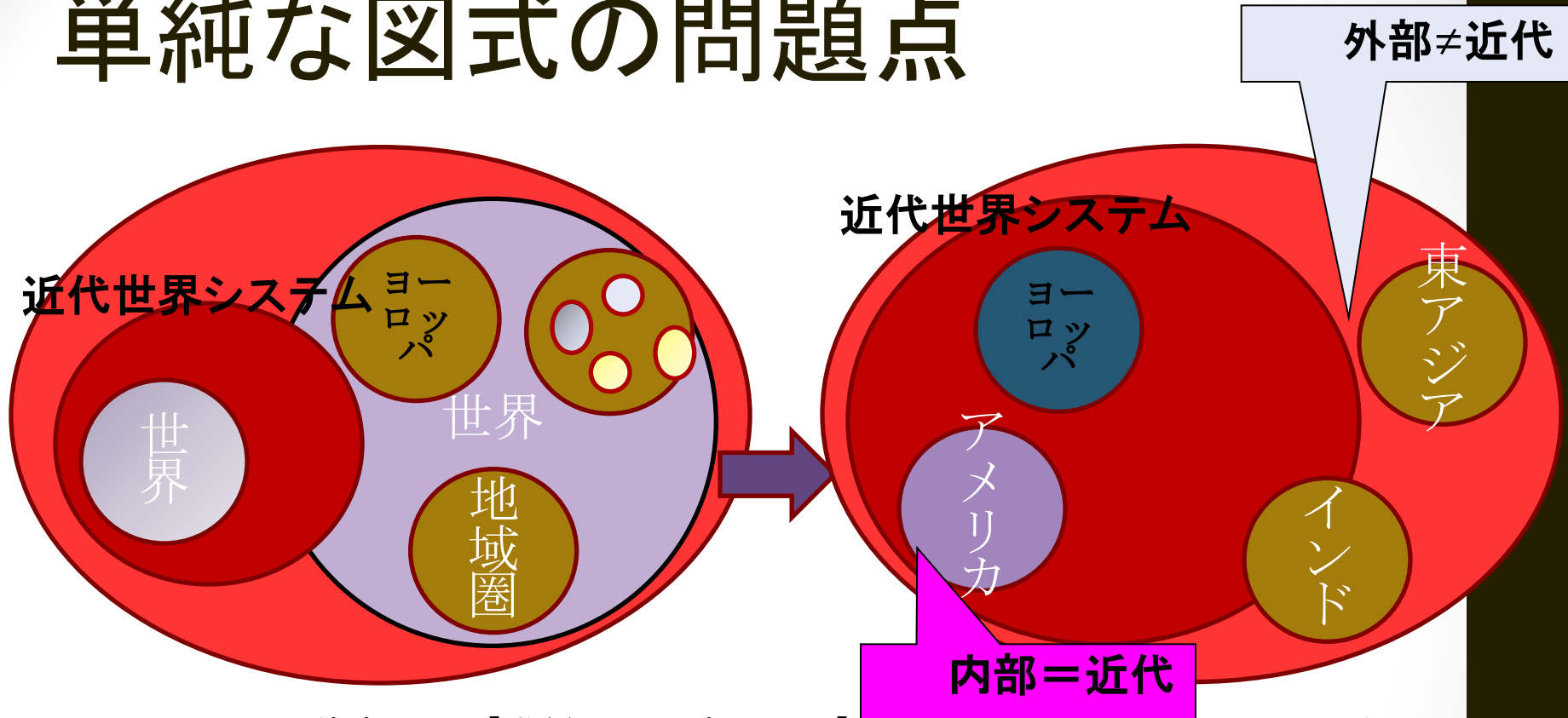
この講義での単純な「世界構造転換」論



16世紀以前の多世界構造

近代世界システムによる
他世界の包摂

単純な図式の問題点



- ヨーロッパは独立した「世界」ではない。「近代世界システム」そのものをひとつ「世界」とみなすことはできない。
- すでにユーラシアレベルで「世界」は「一体化」されていた。
←モンゴル時代にユーラシアサイズの「世界図」の登場
- 独立していた「世界」は、ユーラシア、アメリカ（複数世界からなる）、内陸アフリカ・アフリカ西南部（複数世界からなる）、太平洋上の島々（複数世界からなる）。これらが「世界」がユーラシア世界に接合されることによって、「世界」の単一化がはじまる。
- 「近代世界システム」は「世界」そのものではなくて、異質な「世界」と「世界」の間に生まれ、それをつなぐネットワークそのもの。

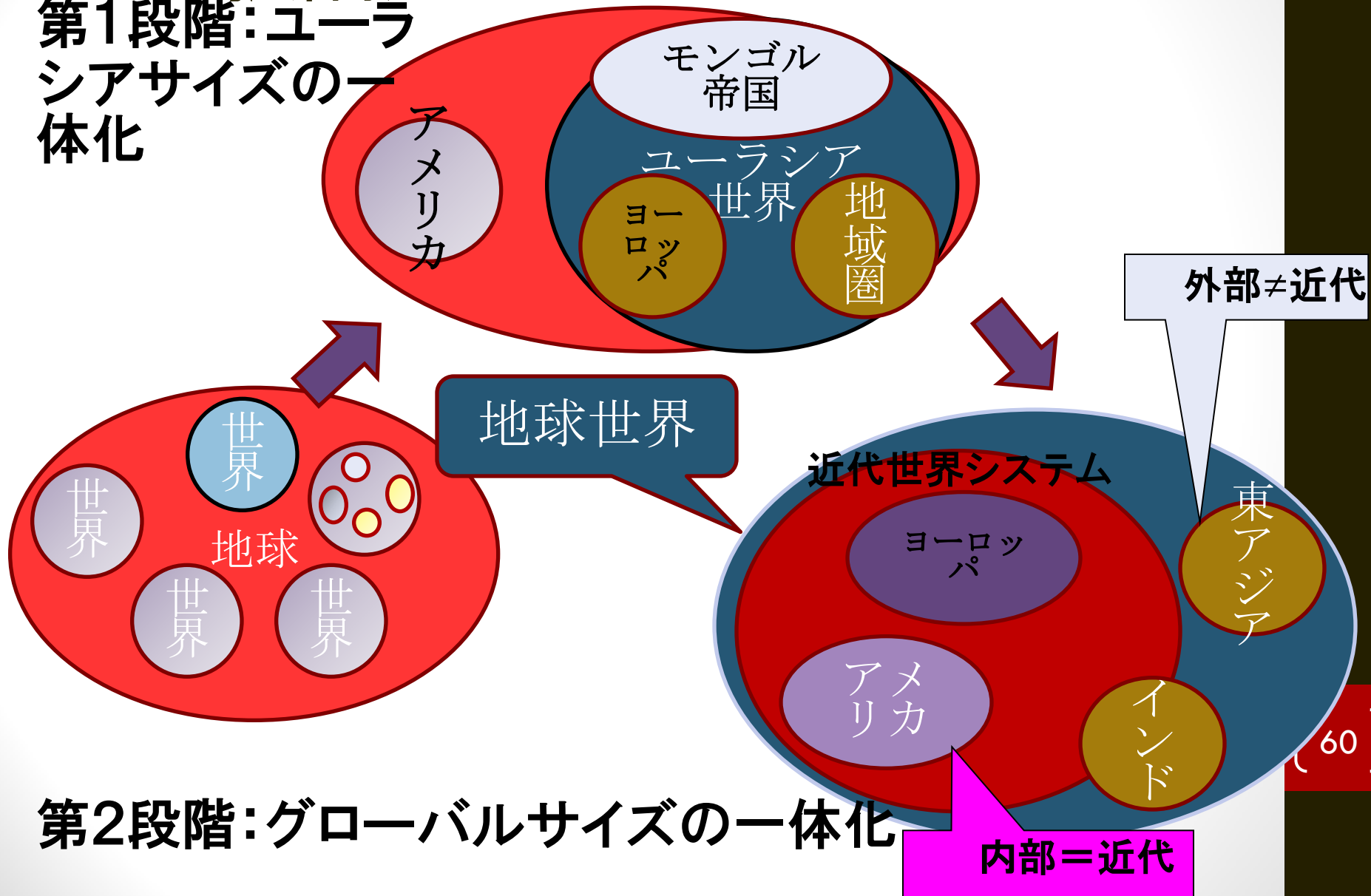
世界構造転換の 2 段階説

- 世界構造転換の 2 段階説を受容すれば、以下の点で修正が必要
 - 「近代世界システム」はもはやそれ自体が「世界」ではない。
 - 「近代世界システム」に「包摂」されていくアジア諸地域（東アジア、インド、内陸アジア、中東・西アジア）も、もはや独立した「世界」とはいえない。いずれも「ユーラシア世界」の一部である「地域」にすぎない。
 - 「近代世界システム」というひとつの「世界」が、他の「世界」を次々と「包摂」していったという説は棄却されなければならない。
 - では、いったいどのように説明をすればいいのか。
- 分岐点
 - 「包摂論」を維持するか（Wallerstein）、放棄するか（Frank）。
 - 「包摂論」の図式、「反包摂論」の図式
 - 「包摂論」を維持するとすれば、いったい何が何を「包摂」するのか。

世界構造転換の2段階論

(包摂論)

第1段階: ユーラシアサイズの一
体化

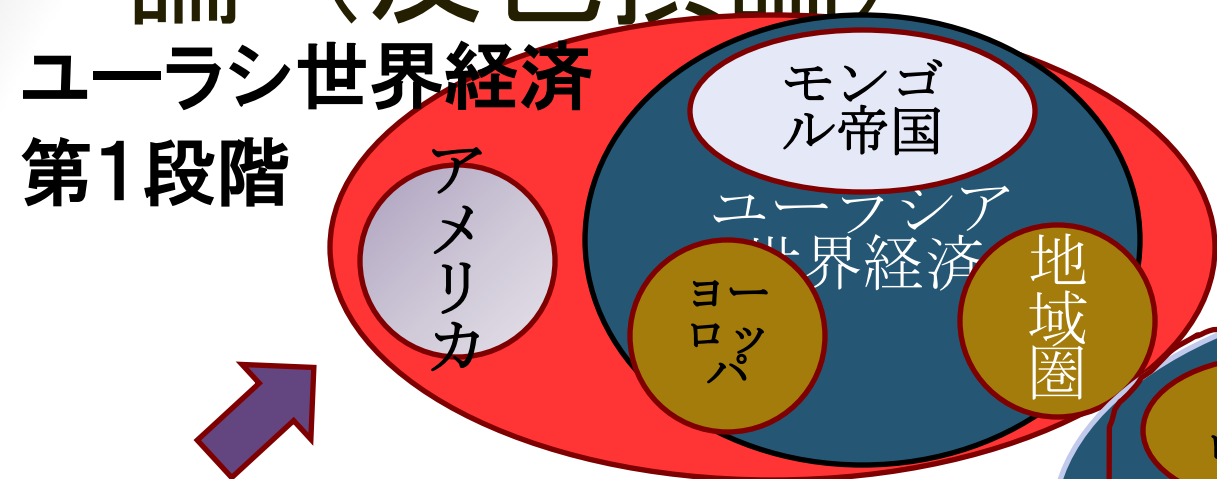


第2段階: グローバルサイズの一
体化

世界構造転換の2段階

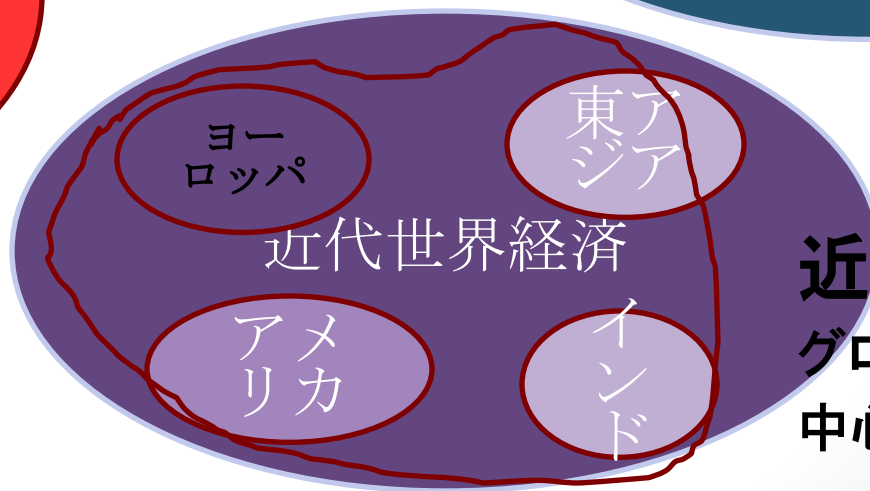
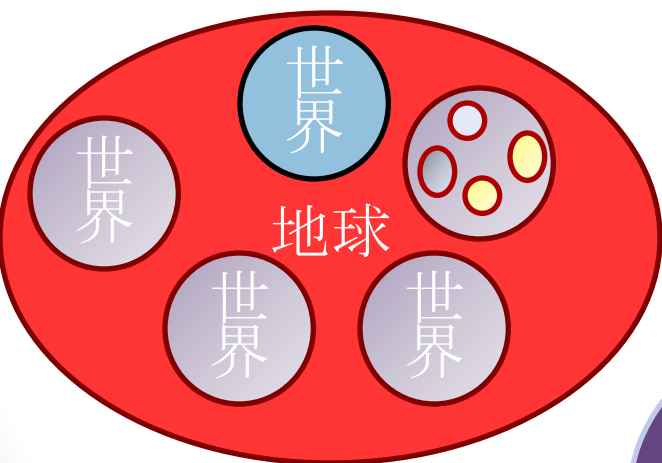
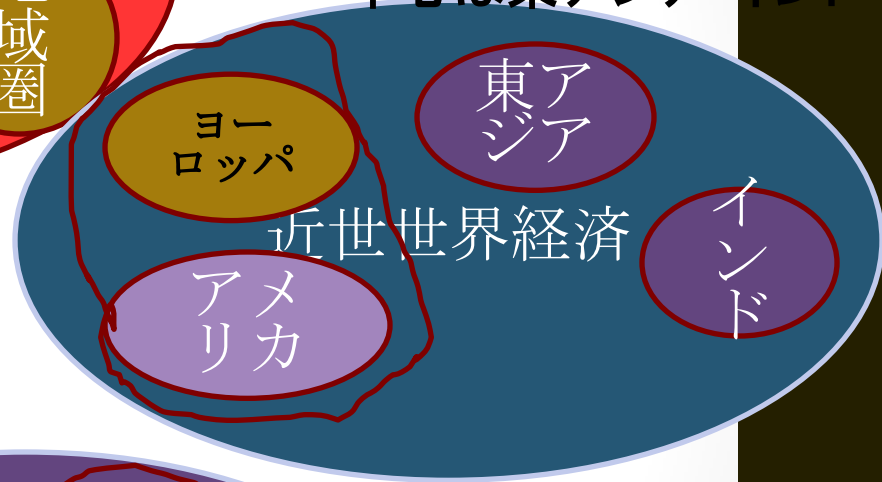
論（反包摂論）

ユーラシ世界経済
第1段階



近世世界経済:
第2段階

グローバルな世界経済
中心は東アジア・インド



近代世界経済

グローバルな世界経済
中心は西ヨーロッパ

包摂論を維持した世界構造転換の2段階説

- ポスト・モンゴル時代のユーラシアの状況→ユーラシア世界の分裂
 - いくつかの「世界帝国」（神聖ローマ、スペイン、ロシア、オスマン・トルコ、サファビ朝ペルシア、ムガル、明・清等）の並立
 - 「世界帝国」は貢納経済を基盤とした世界システムで、経済よりも政治的統合体（中心に強大な政治権力をもつ）、その広がりには限界がある（単一の世界帝国が地球全体を覆うのは困難）。
- ⇒ 「近世帝国」状況の前提

包摂論を維持した世界構造転換の2段階説

- ヨーロッパのアメリカの征服（スペイン世界帝国の形成）

⇒世界そのものの拡大（ユーラシアサイズ→グローバルサイズ）と構造転換の第二段階のはじまり

- ヨーロッパにおける「世界帝国」の挫折（三十年戦争、英仏第二次百年戦争〔スペイン継承戦争～ナポレオン戦争〕）

⇒ヨーロッパ・アメリカにまたがるヨーロッパ・アメリカ世界帝国の周辺に「近代世界システム」（資本主義世界経済と国民国家系）の出現

- 「近代世界システム」は市場経済を基盤とした世界システムで、政治よりも経済的統合体（「世界帝国」のような強大な政治的中心をもたない）。政治的には複数の国民国家＝帝国の競合システム

包摂論を維持した世界構造転換の2段階説

- 16～18世紀にかけては、複数の「世界帝国」とひとつの「近代世界システム」が並立・併存しあう状況（「近世帝国」状況
 - 「世界帝国」と「近代世界システム」との関係は、「世界帝国」の優位、「世界帝国」は「近代世界システム」の外部（→アメリカ（スペイン帝国の支配領域）は最初は「近代世界システムの「外部」であったことになる）
- 19世紀に「近代世界システム」（+ロシア帝国）による他の「世界帝国」の包摂とその結果としての「近代世界システム」のグローバル化＝世界システムの単一化
- 本講義の第2章は、この見地に立脚して、東アジアにおける「世界帝国」の包摂・解体過程（＝近代）を概観する。
- じつはこの説明は、もともとのWallersteinの見解に近い。
- Frank・山下の批判に答えるものではない。

山下範久の批判

- この講義の第2章、第3章で展開する議論（近世帝国のひとつであった大清帝国の世界帝国システムがヨーロッパ列強によって「解体」させられ、よりグローバルな「近代国際社会システム」に「包摂」されていく過程を論じた議論）は、古い「世界システム論」に依拠した「機械的な図式」として、山下は批判している。
- 「近世的な文脈の解体過程と近代的な文脈の形成過程を表裏一体のものとして捉え、19世紀におけるグローバル空間の再編成を、（たとえば華夷秩序のような）近世的な秩序と（たとえば国際法体系のような）近代的な秩序との実体的なレベルでの対決、そして後者における前者の包摂という機械的な図式からわれわれの思考を解放するところにある」

羽田正の多世界論批判

- 多世界→単一世界の世界構造転換という世界史認識そのものを批判する論者が羽田正
- 羽田：「イスラム世界」(The Islamic World)という言葉を使うべきでない(羽田『イスラム世界の創造』2005)。
 - 9.11以降多用されている「イスラム世界」とは曖昧で、多義的であり、イスラム圏とそれ以外(とくに欧米)との異質性・対立性を強調するために用いられている。
 - Cf. サミュエル・ハンチントン『文明の衝突』(1996)
 - 世界の「一体性」よりも、分裂性を強調する議論
 - もともと(多様性をはらんでいるイスラム圏を)「イスラム世界」というかたちで、(ヨーロッパと二項対立的に)特別な地域・社会としてとらえる認識は19世紀のヨーロッパに生まれた。発生的にその言葉自体(「イスラム世界」)がネガティブな意味をもっている。(「進歩的なヨーロッパ世界、停滞的なイスラム世界」というヨーロッパ中心史観の産物)
 - 他方で、ヨーロッパのナショナリズムの刺激を受けたムスリムの中から、ヨーロッパに対抗するために「イスラムの共同体」という理念のもとに「イスラム世界」という概念を使い始める。これは逆にイスラム中心主義の歴史観である。

羽田正の多世界論批判

- 羽田：「イスラム世界」（The Islamic World）という言葉を使うべきでない。
 - このような意味をもつ「イスラム世界」という言葉は、19世紀に創造されたものであり、そのようなもの（「イスラム世界」）は歴史的にも現在的にも実在しない。
 - そういう無意味な歴史的にも現在的にも言葉を使うべきでない。「世界は一つ」であり、世界史は「世界人の世界史」であるべき。
- ⇒「イスラム世界」だけでなく、「○○○世界」というとらえ方も否定される。
- ⇒世界史認識に置き換えれば、多世界→単一世界論的な世界史の否定となる。

羽田正の多世界論批判

- 多世界論批判の観点から既存の世界史認識を批判し、「新しい世界史」の必要を説いたのが、『新しい世界史へー地球市民のための構想』（岩波新書、2010年）
 - 現代世界は「一体の構造」をもっている（現代世界は単一世界である）。地球全体がひとつの世界＝社会を構成しており、それは「地球社会」とよびうる。
 - にもかかわらず、現実には人々は自分が「地球社会の一員」であることを自覚せず、「国民国家、あるいは主権国家などの限定された人間集団や共同体に強い帰属意識をもち、その利害を第一に考えてしまう」。そのことが現在の世界が抱える根本問題（環境資源問題・世界同時不況、原発問題）の解決を遅らせている。
 - こういう状況を打開するために、「地球市民という帰属意識」を人々にはぐくませる「地球市民が共有すべき新しい世界史」を立ち上げる必要がある。

羽田正の多世界論批判

- 現在の日本の世界史教育で採用されている世界史認識（世界史Bの学習指導要領）は「多世界→単一世界論」
 - 世界各地（特にユーラシア）に独自の特徴を持った地域世界が形成され、それらが時とともに次第に相互の交わりと結びつきを深め、再編され変容をとげてゆく。一九世紀になると、その中から国民形成を進め、工業化したヨーロッパ世界が抜け出し、地球上の各地へと進出することによって、世界の構造化と各地の社会変容が進み、現代世界が姿成立する。
- この世界史認識を羽田は以下のように要約する。
 1. 世界は異なった複数の部分から形成されており、それぞれが異なった歴史を持っている。
 2. 複数の部分のうちで、ヨーロッパ文明世界とそこから生まれた諸国家が他よりも優位にあり、実質的に世界史をうごかしてきた。
- そしてこのような世界史認識の枠組みをつくったのは、上原専禄等であった。それゆえ批判されるべきは、多世界論であるということになる。
- はたしてこの理解は正しい要約であろうか（現代世界＝単一世界という前提と世界構造の転換の契機を無視しているのでは）

羽田正の多世界論批判

- 多世界論的世界史は古くなった世界史観で、時代にあわない。以下のような問題点があり、もはや棄却されなければならないものである。
 - 日本国民の世界史であって、他の地域の世界史と同じでない。
 - 人間集団（国民国家、文明圏、地域世界）ごとの歴史を描くことによって、ある人間集団と他の人間集団の区別を強調する性格をもっている。つまり、自と他を区別する世界史。
 - そのひとつのあらわれが「イスラム世界」を実体化する思考
 - 16世紀以降先進的に経済を発展させたヨーロッパの力により、非ヨーロッパはそれに従属せねばならなくなったとする（包摂論）世界史認識は、ヨーロッパを特別視し、ヨーロッパだけが進歩・成功したと捉えるヨーロッパ中心史観である。

羽田正の新しい世界史

- 現代世界が必要としている世界史は「地球主義の考え方に基づく地球市民のための世界史」でなければいけない。
 - 「世界はひとつで、地球全体がひとつの世界である」。人間は日本人やアメリカ人や中国人やアジア人やヨーロッパ人、ムスリムである前に地球市民である。同じ地球市民であることを自覚できるような共通の歴史としての世界史でなければいけない。
 - 近代になってヨーロッパの主導のもとに世界の一体化が進行したという歴史観（Wallersteinの世界システム論もそのひとつ）は必然的にヨーロッパ中心史観となるので、とるべきではない。⇒世界構造転換論は否定される
- ⇒近代以前の多世界構造も否定される。「地球がひとつであるように、世界は大昔からひとつである」
- 「地球の歴史」の一部を構成する人類の歴史としての世界史
 - ある時点における地球上の人類の生態の描写の断続的な連続としての世界史

第2章

近代以前の東アジア の国際体制

2-1 中華帝国体制と東アジアの近代

- 前近代（＝近世）の東アジアには、現在の中国とその周辺を支配する世界帝国（「近世世界帝国」のひとつ）を中心とした広域的な地域秩序が存在していた。
- この広域的な地域秩序をひとつの国際的秩序（前近代的な国際秩序）とみなし、それを「中華帝国体制」とよぶことにする。すなわち「中華帝国体制」とは世界帝国である大清帝国を中心とした広域的な国際的秩序のことである。

2-1 中華帝国体制と東アジアの近代

- 東アジアの「近代」とは、東アジアがその外部の「近代世界システム」に従属的に包摂される時代であるが、より具体的には、この「中華帝国体制」が外部の力によって解体され、「近代世界システム」の内部的国際秩序である「近代国際社会」に包摂されていき、西洋諸列強が優位にたつ新たな国際システムが新たに形成されていく時代、また東アジアの国際秩序がよりグローバルな国際秩序の一部となる時代である。
- この変化の過程で東アジアの各国家、各社会も自己変容を遂げ、それぞれの社会の「近代化」が進んでいく。

2-2 中華帝国体制の構造

- 世界帝国である「中華帝国」を中心とした広域的な国際秩序
- 中心に中華帝国の皇帝権力（＝「皇帝」は理念的には全世界の支配者）
- 周辺国と中華帝国との国交関係は擬似的君臣関係である朝貢関係として設定される
- 皇帝が周辺国の君主を国王として承認し、国王は皇帝に臣下として服従する。その関係に応じたさまざまな儀礼的相互行為が維持される
- 超大国（中華帝国）を有する単一中心型、タテ社会型（上下関係）の国際社会
- 多中心型、ヨコ社会型の「近代国際社会」（「近代世界システム」の内部秩序である「主権国家体制」）とは異質

2-3中華帝国体制と主権国家体制

- 中華帝国体制＝華夷秩序原理
- 主権国家体制＝近代国際法原理
- 中華帝国体制内では、「独立主権国家は互いに対等である」との近代国際法原理の「対等の原則」は成立しない。
 - ←「朝貢関係は原理的に対等でない同士の関係」
- 前近代の世界では、単一中心、タテ型国際社会の方が、より普遍的（「世界帝国」に共通の国際秩序）。
 - ただし、分裂時代の中華世界ではヨコ型の国際社会も可能（戦国時代、宋・遼、宋・金）
- ヨーロッパではローマ帝国崩壊後、世界帝国は完全なカタチでは復活せず（→戦国時代の恒常化）→16世紀から17世紀にかけて、主権国家体制が徐々に成立し、固定化し、さらに世界的に拡大した。

2-4 清代の中華帝国体制

- 「近世」の中華帝国体制は大清帝国を中心とした国際体制
- 大清帝国の特異性（女真＝満洲族の征服王朝）
 - 東アジア史における中華帝国と遊牧帝国の対抗
 - 遊牧帝国が中華帝国を征服することで中華帝国の巨大化
- モンゴル帝国（ユーラシアの統一）の後継国家（ただし東アジアレベル）たる大清帝国

モンゴルや清朝の皇帝は、中華帝国（小中華）の皇帝であると同時に、遊牧帝国の大カーンでもあった。

モンゴル帝国崩壊後：明帝国（小中華）、北元・オイラート・ジュンガル諸帝国（遊牧帝国）に分裂→清朝による統一

大清帝国は多民族（満・蒙・漢・蔵・回・西南諸族）を包含する巨大世界帝国

- 大清帝国は中華帝国と遊牧帝国の両面をもつ
- 中華帝国（小中華）＋遊牧帝国＝巨大世界帝国

大清帝国の構造

大清帝国

- **州県制**（中国本土・小中華）：省が設置されている。王朝国家の核（皇帝権力の直接支配地）、中央から官吏を派遣して統治。漢族が大多数をしめる。
- **満洲**（中国東北部）：清朝の発祥地（特別行政区）、直轄地
- **土司・土官**（西南少数民族地域）：省の内部で州県制をひかず、在地の首長に地方の軍官や行政官の称号を付与（内政自治）
- **藩部**（大カーンへの服属関係）：内・外モンゴル、チベット、ウイグル（内政自治）

周辺国・外国

- **朝貢国**（朝貢関係）：朝鮮、琉球、ベトナム、タイ、ビルマ、ネパール
- **互市国**（互市関係）：それ以外の大多数の国（含む日本や西洋諸国）朝貢関係がないか、あっても名目的で、大清帝国の境界部（海港や内陸都市）で、交易を許している（正式な国交関係を有しない）。

大清帝国の構造

- 朝貢関係が厳密に維持されていた周辺国は少数
- 朝貢関係の維持はそれなりに負担（双方にとって）
- 互市関係は、朝貢関係の重さを避けて、国交関係を名目にとどめ、周辺部（広東、福州、浙江）で交易のみを許して、互い（清朝と周辺国双方）に実利をあげるために多用される。
- その結果、18世紀は東アジアレベルで「通商の時代」となる。
- 大清帝国の対外関係は朝貢・互市関係の併用
cf. 明帝国は朝貢関係なしの交易（互市）を許さなかった→倭寇

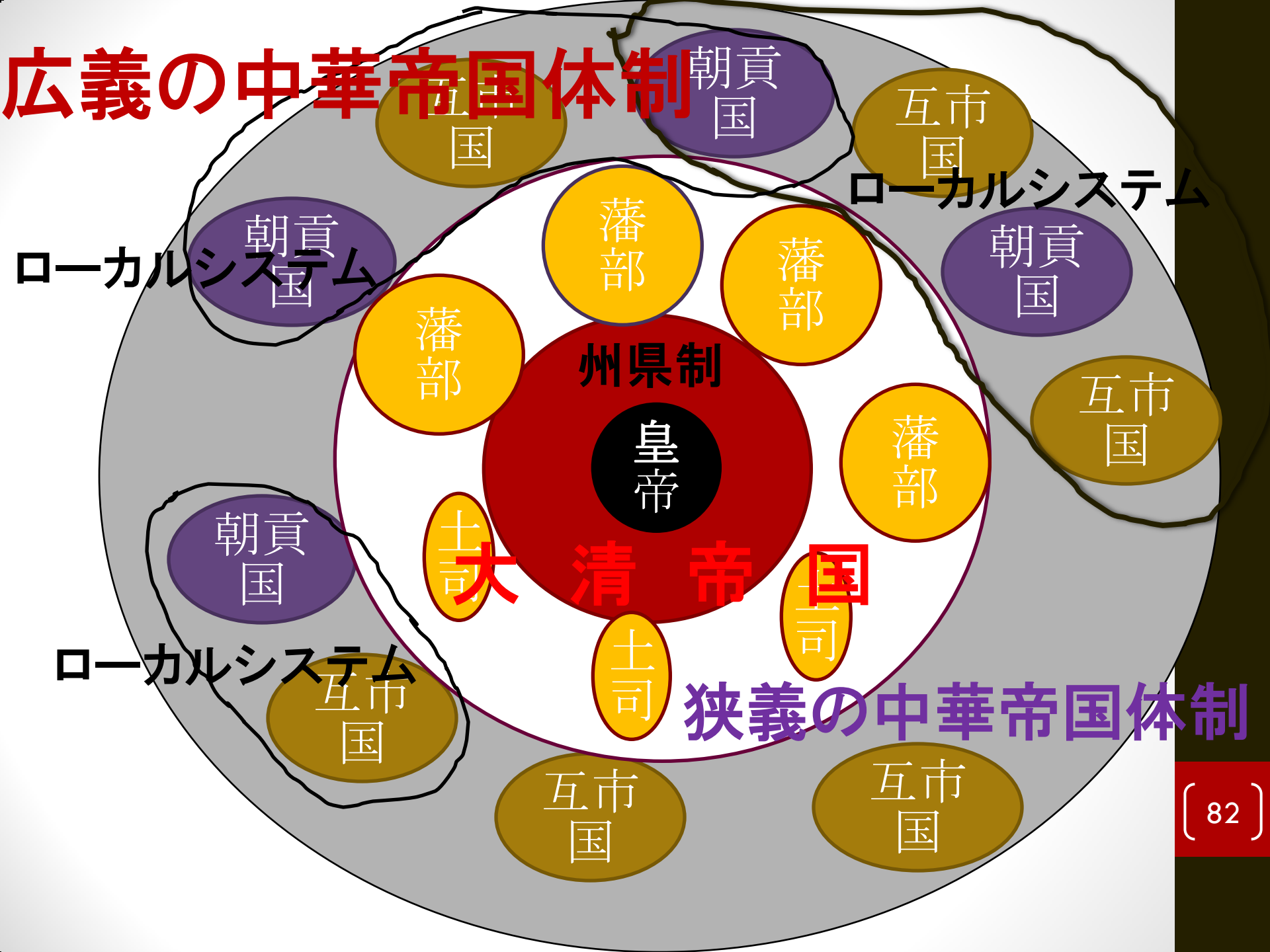
大清帝国と他の世界帝国・西洋

- 他の「世界帝国」（ムガル帝国、オスマン・トルコ帝国）とは直接的な政治・交易関係をもたない。中央アジア・東南アジアの商人の中継貿易で接合
- ロシア帝国とは国交・交易関係をもつ（ネルチンスク条約・キャフタ条約）。清朝側からは朝貢国とみなされていた。
- 西洋諸国（ポルトガル、イギリス、フランス等）は互市国として位置づけられていた。西洋側も最初には中華帝国体制に順応
- 19世紀になり、西洋諸国とくにイギリスが中華帝国体制に対して不満をもち、敵対的存在に変容しはじめる（マカートニー使節団1793、アマースト使節団1816）、アヘン貿易

2-5 広義の中華帝国体制

- 特定の周辺国を中心とした対外関係の全体＝ローカル・システム
 - 狭義の中華帝国体制は中国と周辺国との一対一の関係の束にすぎない。
 - 周辺国はそれぞれローカル・システムを有している。
 - それぞれのローカル・システムも華夷秩序原理を前提
 - そのあらわれには二種類のパターン
 - 中華王朝を絶対的な「華」とする。
 - 狭義の中華帝国体制とローカル・システムとは調和的
 - 周辺国そのものの相対的に「華」とする。→「ミニ中華帝国」
 - 狭義の中華帝国体制とローカル・システムとは対立的
- 狭義の中華帝国体制＋ローカル・システムの全体＝広義の中華帝国体制（＝東アジアの内部的国際秩序）

広義の中華帝国体制



2-6 ローカル・システムとしての鎖国体制

- 近世日本（17世紀中期以降）の対外関係・国際体制＝「鎖国」体制
- 「鎖国」体制は近世東アジアのローカル・システムのひとつ
- 広義の中華帝国体制に含まれる
- 鎖国体制と中華帝国体制（狭義）との関係についての二つの考え方
 - 中華帝国体制（狭義）から分離・独立していたとする考え方
 - 中華帝国体制（狭義）と接合していたとする考え方
 - 「鎖国」体制下において、大清帝国との間に朝貢関係はなし。互市関係はあり。互市関係がある以上、分離・独立していたとはいえない。
 - 「鎖国」体制下の対外関係も華夷秩序原理に依拠していた。

2-7 鎖国体制を構成する対外関係

- 対朝鮮関係
- 対琉球関係
- 対オランダ関係
- 対清（＝中国）関係
- 対蝦夷地（＝アイヌ）関係

参照：図「近世日本の対外関係」（[次のスライド](#)）

大清帝国

清朝

皇帝

商人

朝貢・交易

李朝

国王

朝鮮王国

朝貢・交易

尚朝

国王

琉球王国

オランダ東インド会社

互市／通商

長崎
長崎奉行

対馬藩

薩摩藩

宗属・交易

大君＝
將軍

徳川幕府

使節派遣

幕藩制国家＝近世日本
国家

松前藩

服属・交易

アイヌ共同体

蝦夷地

「通信」の国：朝鮮、琉球
「通商」の国：中国、オランダ

2-8 近世の日朝関係

- 徳川幕府と朝鮮王府の間に正式の国交関係
- 日本国大君（徳川将軍の対外的称号）と朝鮮国王は互いに対等
- 日本側：「通信」の関係、朝鮮側：「交隣」の関係
- 使節の交換は非対称（朝鮮側は朝鮮通信使、将軍は派遣せず）
- 日常的外交事務は対馬藩が担当、対馬藩に朝鮮との通商権
- 対馬藩の宗氏は朝鮮国王に使節派遣（朝貢関係に類似）

2-9 近世の日琉関係

- 徳川幕府と琉球王府の間にも通交関係（「通信」の関係）
- 徳川将軍と琉球国王（＝中山王）とは対等ではなく、「朝貢」関係に類似の関係
- 琉球国王の使節派遣（賀慶使と恩謝使）のみ（一方通行）
- 島津氏の琉球征服（1609年）、薩摩による琉球の保護国化（宗属関係）
- 琉球と中華王朝（明、清）との朝貢関係は存続
- 島津氏は琉球（幕府から琉球との交易を認められる）を介して、中国と通商

2-10 近世の日蘭、日中関係

対オランダ

- 幕府とオランダ政府との間に国交関係なし
- 「互市」（＝「通商」）の関係、長崎での制限貿易、オランダ東インド会社
- オランダ・カピタンの江戸参府

対中国

- 幕府と清王朝の間に国交関係なし
- 中国商人に長崎貿易を許す「互市」（＝「通商」）の関係
- 中国商人の江戸参府なし

対オランダ、対中国関係を処理するのは長崎奉行

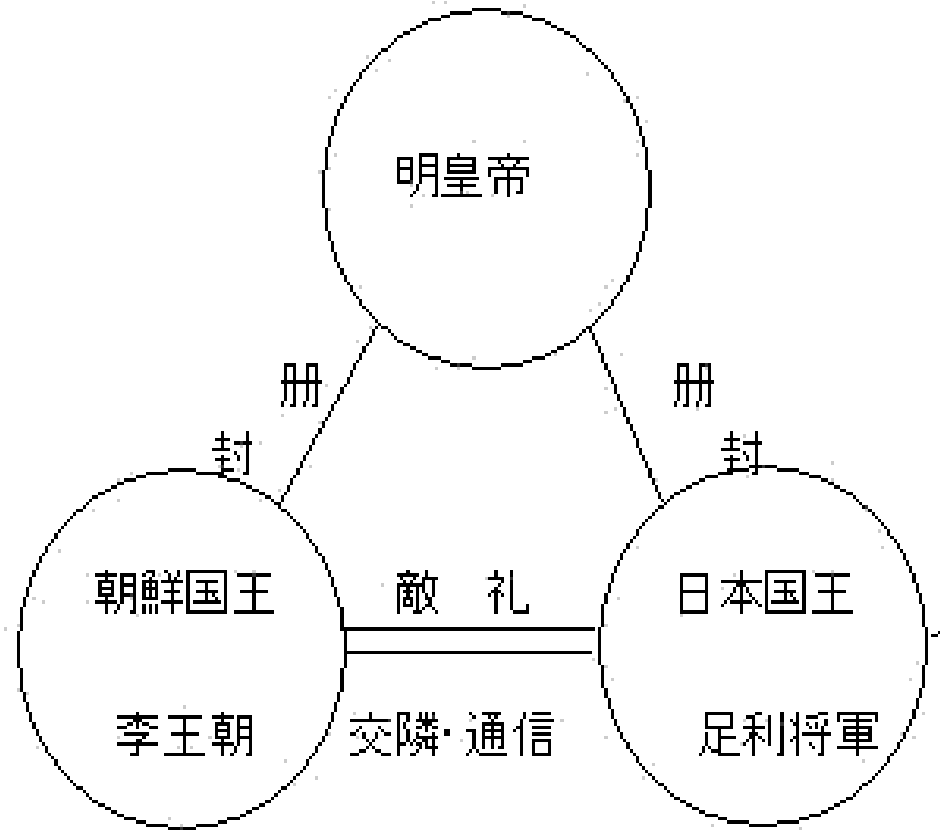
2-11 対アイヌ（蝦夷地）関係

- 現在の北海道は近世には「松前藩」（和人地）と「蝦夷地」（アイヌの居住圏のちに千島、樺太も）に区分
- 「蝦夷地」は狩猟・採集を主とする非農耕区域
- 「蝦夷地」と日本の関係は江戸時代の前半と後半で大きく変化
- 前半：「蝦夷地」は日本の外部、後半：「蝦夷地」は日本の内部に
- 幕府は松前藩にアイヌとの通交・交易権の独占を認める
- 江戸時代中期に「蝦夷地」が肥料や輸出海産物の生産地となる
- ロシアの北方出現とともに、「蝦夷地」の領土編入（1807年）

室町時代の日朝中関係

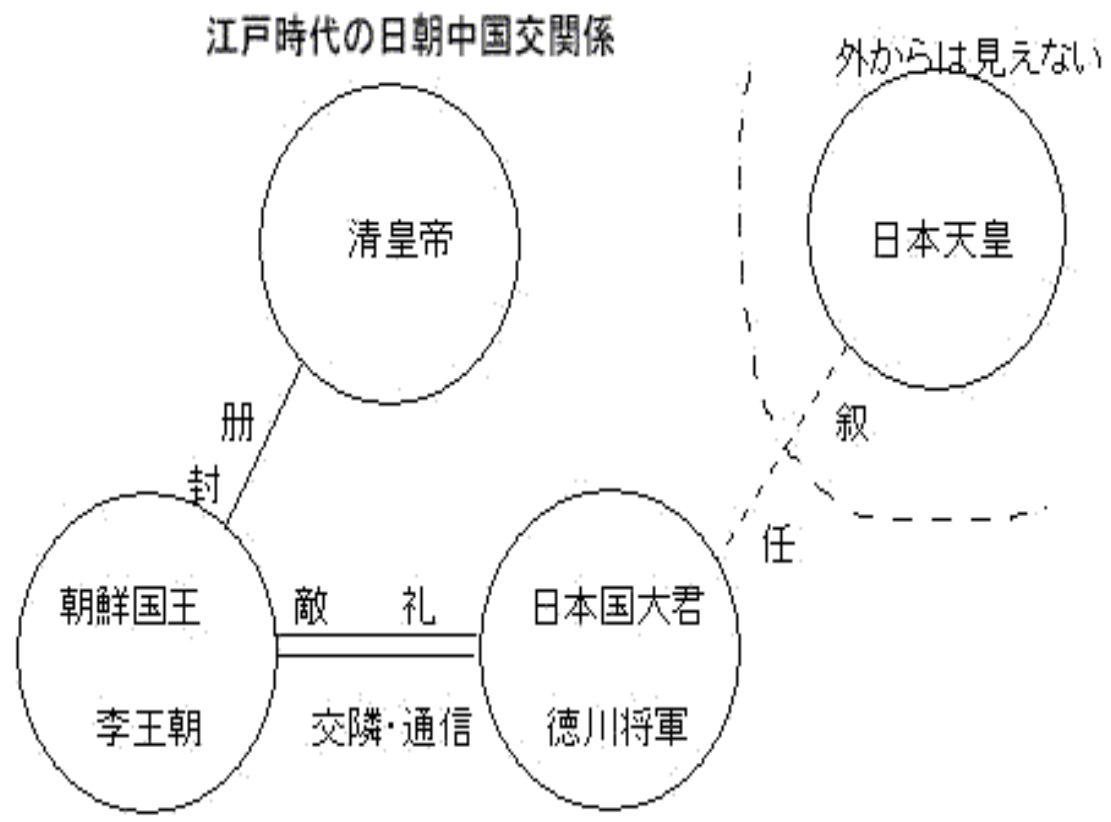
- 足利義満モデル
- 日本国王と朝鮮国王の双方が明皇帝と朝貢関係に
- 両者の対等性は明皇帝との関係において保証されている
- (狭義) 中華帝国体制の一環

室町時代の日朝中国交関係



江戸時代の日朝中国交関係

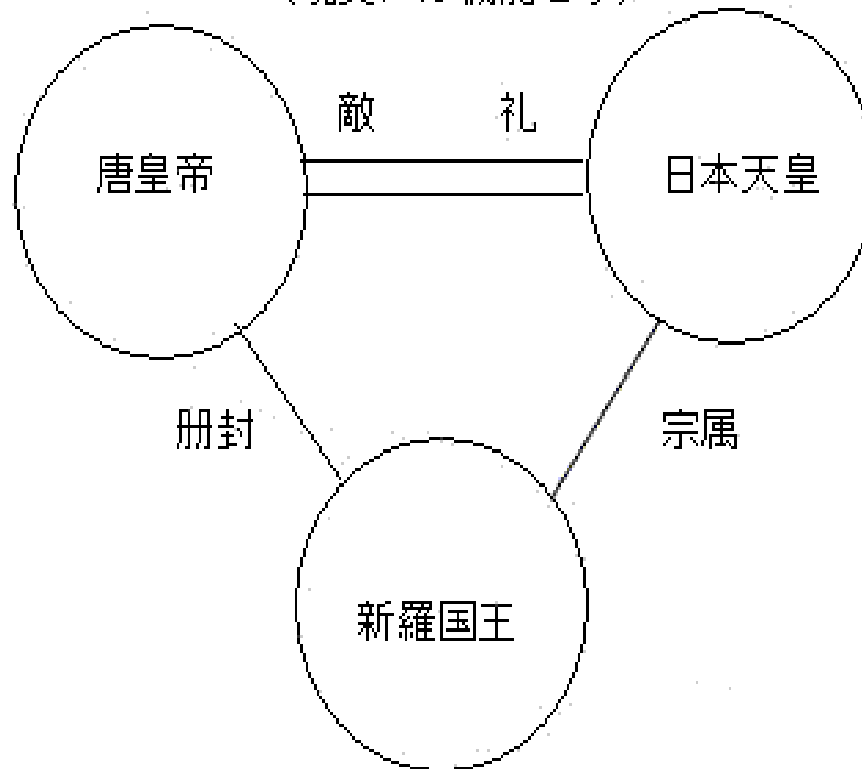
- 修正足利義満モデル
- 日本国と清皇帝との|には朝貢関係なし
- 対等性の保証
 - 朝鮮側の事情
 - 日本国内の事情（見えない存在としての天皇）



古代律令制的対外理念

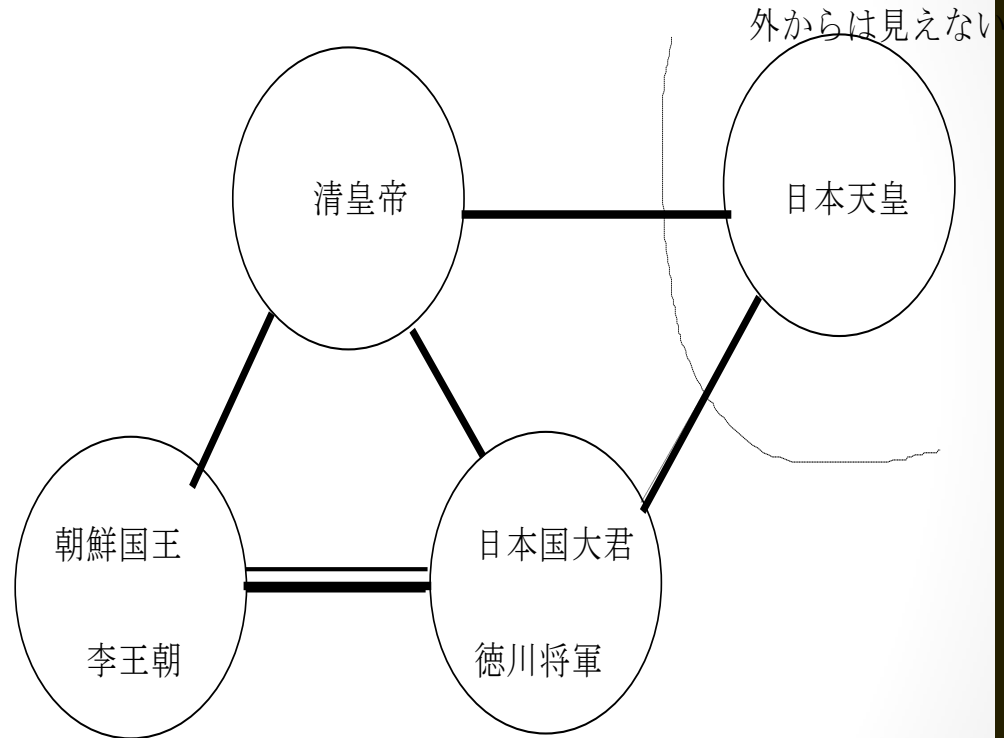
- 足利義満モデルとは異質なモデル
- 日本天皇と唐皇帝は対等
- 古代律令制の対外理念
- (狭義) 中華帝国体制とは不適合
- 内と外の使い分け (遣唐使)

古代律令制的対外理念における日朝中国交関係
(現実には機能せず)



江戸時代の日中朝国交関係・再考

- 足利義満モデル＋律令国家モデル＝江戸時代の日朝中国交関係
- 「外から見えない天皇」と「対外的君主である将軍＝日本国大君」の二重君主制のもとでの対外関係の安定
- 天皇の再登場（明治維新）と対外関係のトラブル



二月二一日提示

元年

日本国左近衛少将対馬守平朝臣義達

奉書朝鮮国礼曹参判公閣下、維時季秋、惟貴国協寧、仰祝曷極、我邦皇祚聯綿〔連綿〕、一系相承、總攬大政二千有余歲矣、中世以降兵馬之權、举委将家、外国交際并管之、至將軍源家康、開江戸亦歷十余生、而昇平之久、不能無流弊、事与時乖戾、爰我皇上登極、更張綱紀、親裁万機、欲大修隣好、而貴国於我也、交誼已尚矣、宜益篤懇款、以歸万世不渝、是我皇上之誠意也、乃差正官平和節・都船主藤尚式、以尋旧悃、菲薄土宜、略効遠敬、惟希照亮、肅此不備。

慶応四年戊辰九月

日

左近衛少将対馬守平朝臣義達

第3章 開国と日本の近代

3-1 「開国」とは何か

- 「開国」の定義
 - 西洋諸列強（Western Powers）と国交（近代的外交関係）を結び、通商（開港地・開市場での自由貿易）を始める。
- 国交樹立（和親条約）
1854年日米、日英、1855年日露、1856年日蘭
- 通商の開始（修好通商条約）
1858年日米、日蘭、日露、日英、日仏（安政の5カ国条約）
ポルトガル（1860）、プロシア（1861）、スイス（1864）、ベルギー、イタリア（1866）、デンマーク（1867）、ノルウェー、スウェーデン、スペイン（1868）、オーストリア・ハンガリー（1869）
- 実際の通商開始は1859年7月より（横浜、長崎、函館）
江戸：1867年、神戸・大坂：1868年、新潟：1869年
- 一般日本人の海外渡航が許可されるのは、1866年5月

3-2 不平等条約体制の成立

- 「開国」により成立した新たな国際関係＝不平等条約体制
- 修好通商条約は不平等条約
 - 協定関税（日本に関税自主権なし）と低率関税（従価5%）
 - 領事裁判権（列強が治外法権をもつ）と居留地（横浜・神戸）
 - 片務的最恵国待遇
- しかし、外国人は居留地外では、居住、土地保有、営業の自由をもたない。旅行も制限（自由旅行は開港地から40km以内）→限定的市場開放
- 市場開放の限定性と治外法権とは表裏一体
 - 治外法権の撤廃と内地開放（＝「内地雑居」）とは交換関係
 - ⇔ 対等条約ならば、その国の法律の許す範囲で、外国人も原則的には居住・土地保有・営業の自由をもつ

3-3 不平等条約体制成立の意義

○不平等条約体制の矛盾

- 「独立主権国家は互いに対等」の原則に依拠する近代国際法原理に則った条約。対等な国家の間の条約。しかし、その内容において不平等（締約国の一方（アジア諸国）に片務的で、不利な内容）

○不平等条約体制の成立

＝近代国際社会（主権国家システム）の仲間入り

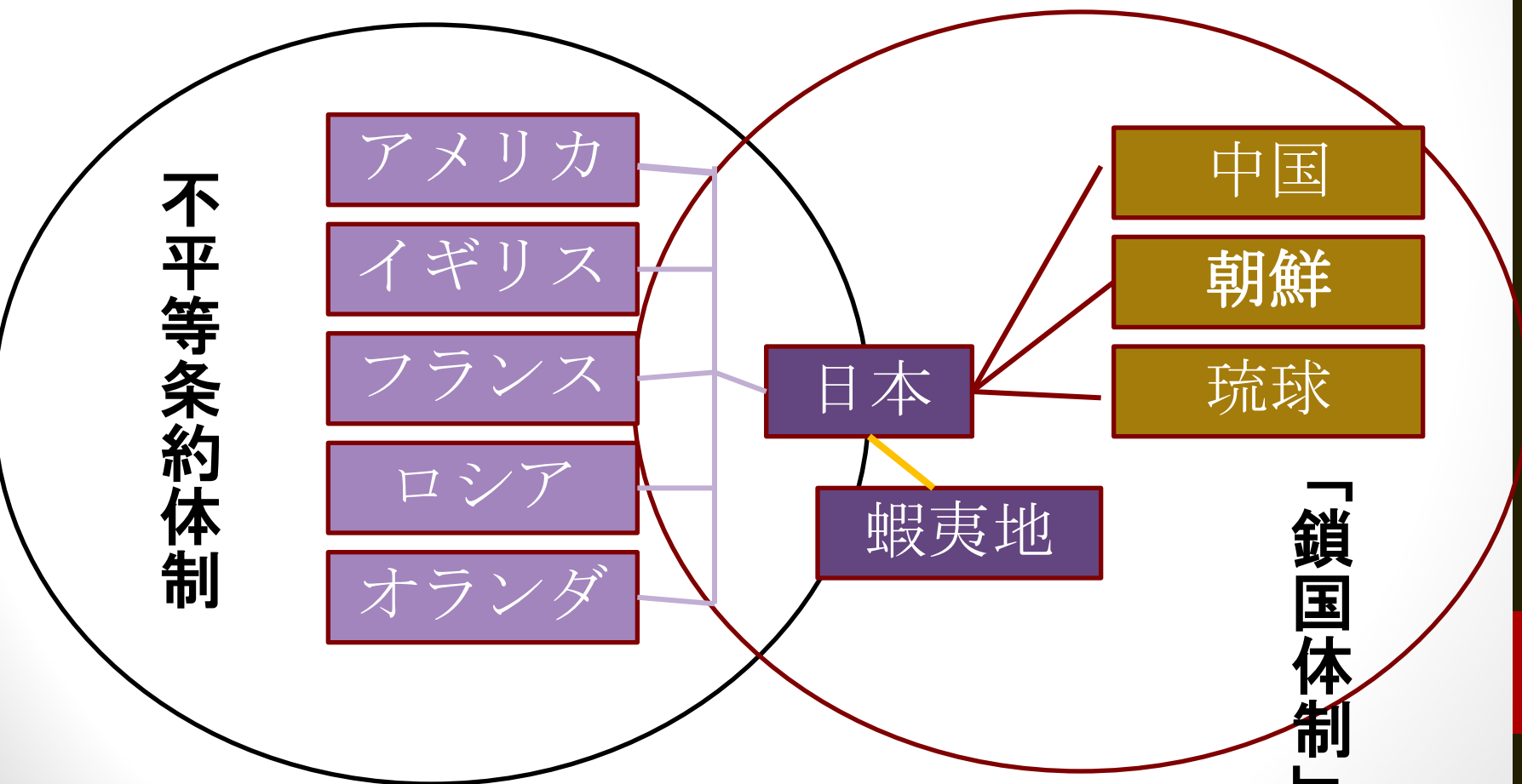
＝近代世界システムへの包摂（自由貿易システムの受容）

＝近代のはじまり

＝「開国」画期説

3-4 対外関係の二重化と二重体制

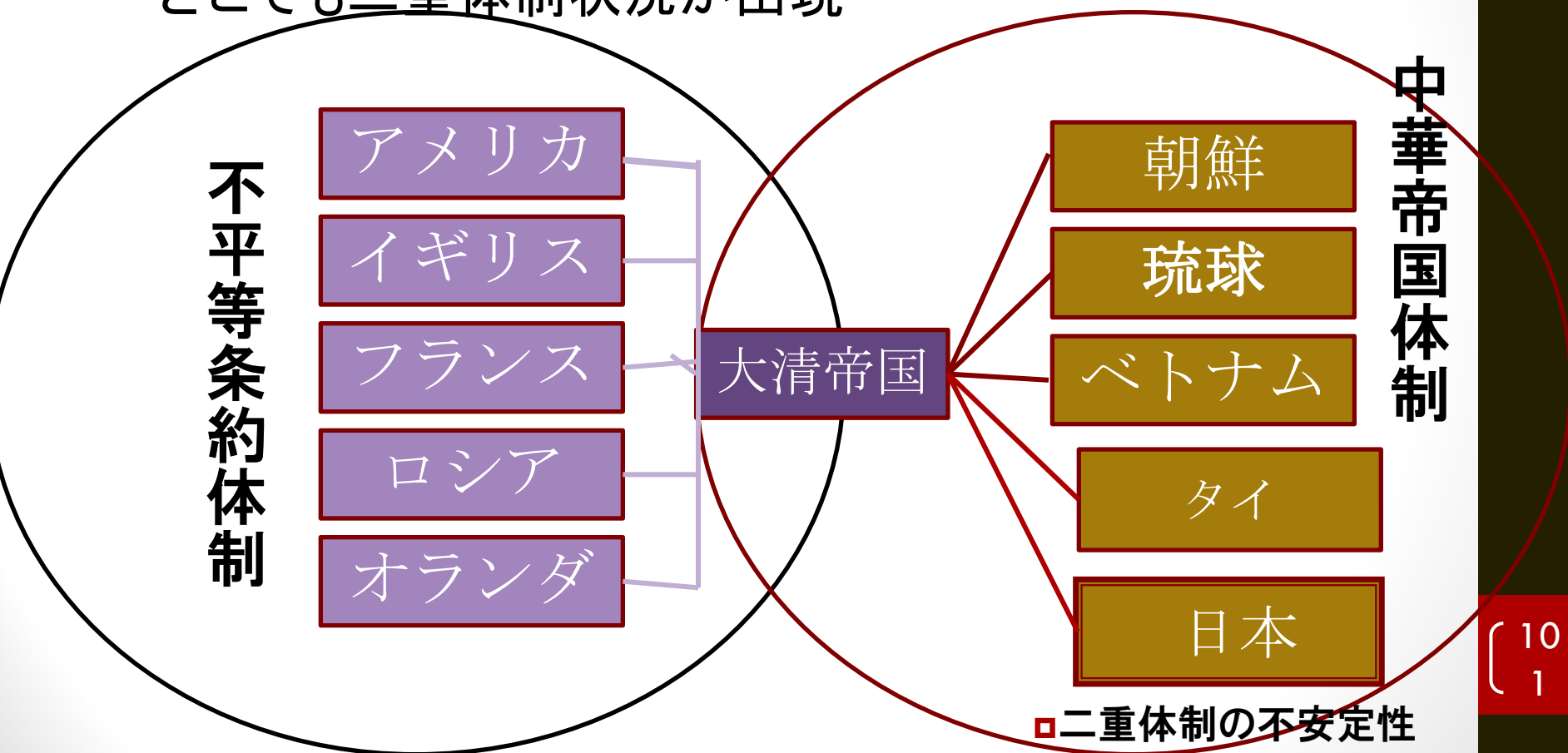
- 不平等条約体制の成立＝国際関係の二重化（不平等条約体制と「鎖国体制」の残存部分）→二重体制の成立



3-5 二重体制状況の普遍性

東アジアにおける不平等条約体制・二重体制成立の普遍性

中華帝国体制の構成国で、不平等条約体制が成立すれば、
どこでも二重体制状況が出現



□二重体制の不安定性

➤伝統的国際原理と近代的国際原理

3-6 「見えない」天皇から「見える」天皇へ

- 「鎖国」体制下の天皇は外交権を有さず、対外的には日本を代表する君主ではなかった。→ 「みえない」天皇
- 「開国」をめぐる政治的対立（通商条約の勅許問題）の過程で、天皇の存在が政治的に活性化し、天皇が外交に関して最高裁可権を行使しはじめる。→幕府の外交権独占の破綻
 - 条約締結をめぐる対立（条約締結＝「開国」か、拒否＝「攘夷」か）
 - 条約勅許問題
 - 井伊大老の条約締結強行と孝明天皇の攘夷論（＝「鎖国」体制を守る。外交は幕府に委任＝「見えない」天皇を維持）
 - 井伊大老の暗殺（1860年）と幕府の攘夷方針への転換→幕府政治の終焉＝朝廷と幕府の関係の激変：京都と江戸：二都物語・西南雄藩の台頭（長州、薩摩、土佐 e t c.）

3-6 「見えない」 天皇から 「見える」 天皇へ

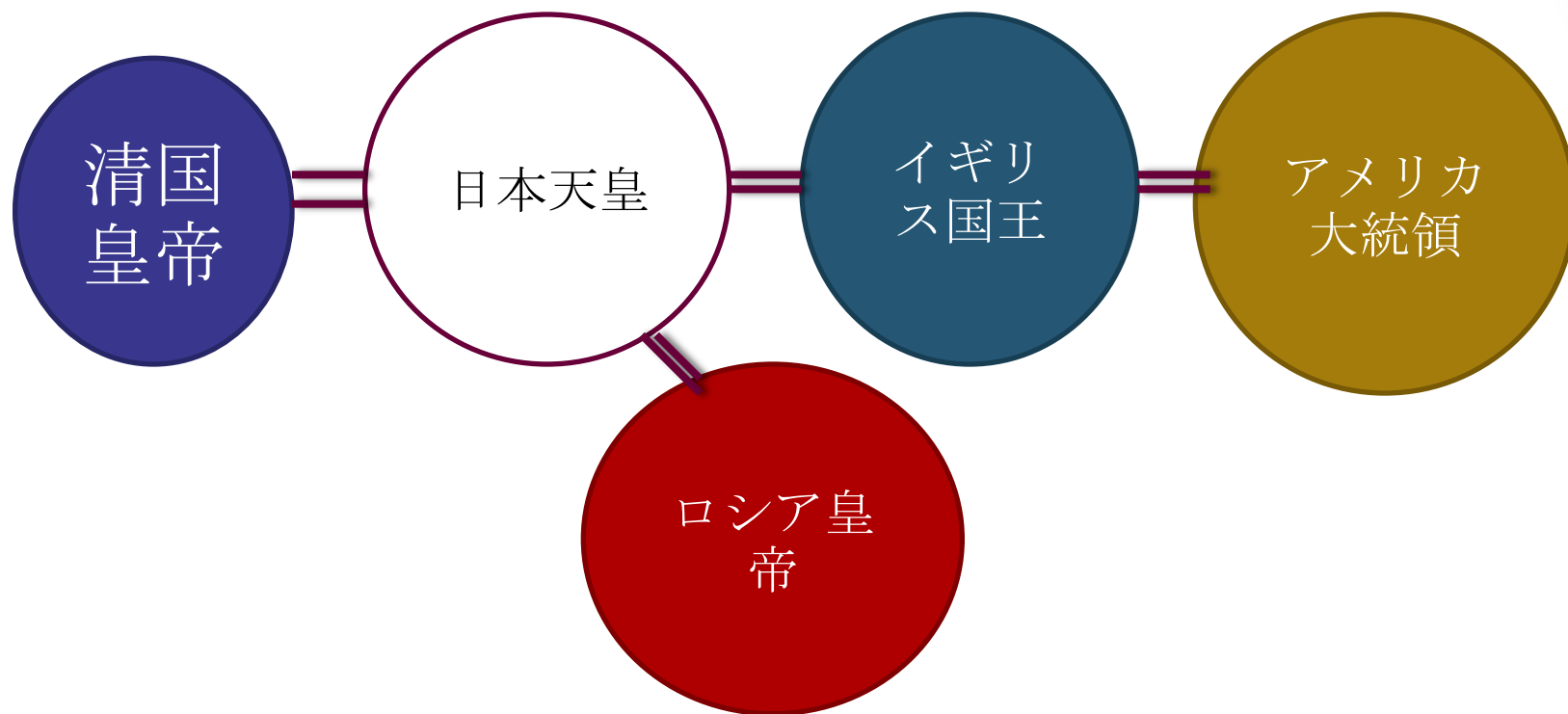
- 攘夷方針をめぐる対立
 - 幕府の攘夷方針：開港地（神戸・大坂）を増やさない・武備充実・10年後攘夷＝条約破棄）、孝明天皇も同意
 - 急進攘夷派（一部公卿・長州藩・浪士等）：即時攘夷決行
 - 急進攘夷派の朝廷掌握と幕府の追随（1862.11-63.2）→攘夷決行方針（1863.6.25）とその蹉跌
 - 急進攘夷派の敗北（8・18政変・禁門の変・幕長戦争・四国艦隊砲撃）（孝明天皇の漸進攘夷論と公武合体・大政委任論）⇔ 漸進攘夷派＝朝廷による政権掌握

3-6 「見えない」 天皇から 「見える」 天皇へ

- 漸進攘夷派の政権掌握となし崩し的な「開国」派への転換
 - 横浜鎖港交渉の失敗
 - 条約の勅許申請、孝明天皇の条約承認（兵庫開港拒否を条件）（1865）、孝明天皇の死去（1866）、明治天皇による兵庫開港の勅許（1867）→「条約勅許」問題の解決（＝「開国」問題の解決）→漸進攘夷派＝「開国」派
 - 漸進攘夷派の中心は孝明天皇・一橋慶喜・松平容保（一会桑）＋幕府＋薩摩藩＋土佐藩＋越前藩等
 - 漸進攘夷派の内部対立：一会桑・幕府と薩摩藩
 - 長州藩の方針転換（即時攘夷論の放棄）と薩摩藩への接近
→倒幕派の結成（一会桑・幕府と薩摩・長州）
- 一会桑・幕府による大政奉還（天皇・朝廷に最高権力を、その下での政権維持）

3-7 「見えない」 天皇から 「見える」 天皇へ

- 薩摩・長州藩による京都掌握と新政権樹立（王政復古・明治維新、1868.1）
- 朝廷の刷新と新政権が幕府にかわって外交権を行使
 - 天皇は「見える天皇」へ
 - 明治天皇の外国公使謁見（1868.3）
 - 天皇（日本の元首）と列強の元首は対等な存在
 - 近代国際社会に参入することで、（間接的に）[古代律令制的対外理念](#)を現実化



第4章

中華帝国体制の解体と 東アジアの近代

4-1 中華帝国体制の解体と近代帝国主義体制の確立

- 19世紀の半ばから、東アジア・東南アジアの国際関係に大きな変動が生じる。それまで、この地域の既存の国際秩序に順応的な存在であった西洋諸国が、敵対的な存在に変化し、域内秩序を解体させ、西洋諸国の基準にのっとった新しいルールを導入しようとし、その結果西洋諸国が優位に立つ新しい秩序が形成されていった。
- 19世紀になり、アジアと西洋の力関係が逆転し、東アジア・東南アジアは「近世」から「近代」へと転移する。
- 東アジアにおけるこの変動は、中華帝国体制（狭義の中華帝国体制＋ローカルシステム）の解体となってあらわれる。
- 狭義の中華帝国体制の解体はアヘン戦争（第一次1840～42、第二次1856～60）からはじまり（中国における不平等条約体制の成立）、日清戦争後にひとまず終了（→「二重体制」状況の消滅）
- 不平等条約体制＝朝貢関係の否定（近代国際法的外交関係）＋互市関係の否定（自由貿易）

4-1 中華帝国体制の解体と近代帝国主義体制の確立

- その変動過程は同時に中華帝国体制にかわる新しい国際秩序の形成過程でもあった
- その新しい国際秩序＝近代帝国主義体制（≠不平等条約体制）
- 不平等条約体制→近代帝国主義体制
- 近代帝国主義体制とは19世紀後半から20世紀のはじめにかけて構成されるグローバルな国際秩序であり、東アジアのそれはその一部であった。

4-2 中華帝国体制の解体＝近代帝国主義体制の確立の3段階

中華帝国体制の解体＝近代帝国主義体制の
確立過程は3段階に分かれる

第一段階：第一次アヘン戦争（1840—42）から
1860年代前半まで

第二段階：1860年代後半から日清戦争（1894-
95）まで

第三段階：日清戦争後から第一次世界大戦
（1914-18）が始まるまで

4-3 中華帝国体制解体の第1段階

- 東アジア・東南アジア諸国における不平等条約体制の成立と対外関係の「二重化」
 - アヘン戦争から1860年代前半まで
 - 「危機の25年間」（国際関係の大変動、国内政治の混乱）
 - 対外戦争と「開国」＝不平等条約の締結
 - 不平等条約体制の固定化＝「攘夷」の挫折

4-4 東アジア諸国における不平等条約体制の成立

- 日本：1854-1858（既述）
 - 中国：1840-60二度のアヘン戦争
 - 第一次アヘン戦争（1840～42）
 - 南京条約とその附属条約（1842）
 - 第二次アヘン戦争（1857～60）
 - 天津条約（1858）、北京条約（1860）
 - イリ通商条約（1851）、愛琿条約（1858）
- 不平等条約体制が確立するまでに20年間を要し、2度の戦争と内戦、領土の割譲（香港、九龍半島）を伴う
- 中国の不平等条約体制が典型的な不平等条約体制

天津条約：典型的な不平等条約

- 天津条約（対ロシア、イギリス、フランス、アメリカ）
- 軍事費の賠償（イギリスに対し400万両、フランスに対し200万両の銀）
- 外交官の北京駐在
- 外国人の中国内地旅行の自由
- 領事裁判権
- 外国艦船の揚子江通行の権利保障
- キリスト教布教の自由と宣教師の保護
- 牛莊（満州）、登州（山東）、漢口（長江沿岸）、九江（長江沿岸）、鎮江（長江沿岸）、台南（台湾）、淡水（台湾）、潮州（広東省東部、後に同地方の汕頭に変更）、瓊州（海南島）、南京（長江沿岸）など10港の開港
- 公文書において「夷」の文字を使用しない（西洋諸国の場合）
- アヘン貿易の合法化

4-4 東アジア諸国における不平等条約体制の成立

- 朝鮮：1876-1888 朝日、朝米、朝英、朝仏、朝露条約
 - 1830年代から西洋諸国の船が近海にあらわれ、1866年にはアメリカ、フランスと交戦。国交・通商要求を拒否（「攘夷」の成功）
 - 不平等条約体制の成立が遅れる。
 - 清との朝貢関係は存続
- 琉球：1854-1859 琉米条約、琉仏条約、琉蘭条約
 - 日本の薩摩藩の指導のもとに、日本と同時不平等条約体制が成立
 - 清との宗属関係は存続

4-4 東アジア諸国における不平等条約体制の成立

- ヴェトナム：越南（阮朝）は19世紀初めの建国初期にフランスと関係をもつが、19世紀前半にはキリスト教を禁止し、フランスの国交・通商要求を拒否しつづける。
 - 1858-1862 仏越戦争（フランスの開国・領土割譲要求を拒否）
 - 1862 第1次サイゴン条約（コーチシナ（＝ベトナム南部）の割譲、キリスト教布教の自由、開港、賠償金、メコン川の自由航行）
 - 清との朝貢関係は存続

4-4 東アジア諸国における不平等条約体制の成立

- カンボジア：カンボジアの宗主権をめぐるベトナムとタイの戦争（1831、1841）、両者には含まれたカンボジア王がフランスに接近。仏越戦争（1858-62）に参戦するとともに、1863年にフランスとの間に「修好・通商・保護条約」を締結。
- 不平等条約体制の成立とともにフランスの保護国となった。
- ラオス：現在のラオス地域には、19世紀になっても、統一政権はなく、いくつかの王国間にわかれ、それぞれがベトナムとタイとの間に朝貢関係有していた。
- フランス人はこの地域に1860年代から進出していたが、本格的に進出するのは、1880年代になってから。

4-4 東アジア諸国における不平等条約体制の成立

- **タイ**：18世紀末にラタナコーシン（チャクリ）王朝のシャム王国が成立
 - ビルマとの対立関係、ベトナムとの対立関係
→ 対外政策においえ西洋との協調政策を選択
 - 1826年イギリスと和親条約締結
 - ラーマ4世モンクット王の開国・開化政策
 - 1854年清への朝貢船を廃止（朝貢関係の解消）
 - 1855-56年タイ英修好通商条約、タイ米条約、タイ仏条約（不平等条約体制の成立＝二重体制の解消）

4-4 東アジア諸国における不平等条約体制の成立

- ミャンマー：インドでの支配を拡大するイギリスと領土拡大をはかるコウンバウン王朝（18世紀中期に成立）との衝突→

- ・ 第1次イギリス・ビルマ戦争（1824-26）

→1826ヤンダボ条約（インドおよびマレーシアとの国境地域の割譲）、通商条約締結の約束（しかし、ビルマの鎖国政策により実際の締結は1862年になってから）

- ・ 第2次イギリス・ビルマ戦争（1853-53）

→ビルマ南部の割譲、イギリスビルマ通商条約の締結（1862,67）

不平等条約体制の成立

清国との朝貢関係は存続

- ・ フランスビルマ条約（1884）（イギリスに対抗するためのフランス接近）
- ・ 第3次イギリス・ビルマ戦争→イギリスのビルマ併合とビルマ王国の滅亡、清国との朝貢関係はしばらく存続

4-4 東アジア諸国における不平等条約体制の成立

- 東南アジアの島嶼地域は、大陸部とはやや異なる歩みをみせた。東南アジア島嶼部の現在の国家とその国境線は19世紀の植民地化の過程で作りだされたものであり、植民地化の過程以前には、多様な国家が存在していた。16世紀に登場した西洋諸国はまず沿海部の貿易拠点となる海港都市を支配し、中国、東南アジア、インドを結ぶ貿易ルートに参入した。のちにその後背地へと支配を拡大していくが、海港都市の後背地に存在する現地の勢力との間に、大陸部でのような条約を締結して関係を設定することはほとんどおこなわれなかった。
- 現在のフィリピン：16世紀半ばからスペインの植民地となるが、南部（ミンダナオやスールー）には独立したイスラム諸王国が存続し、抗争を続ける。
- フィリピン南部のイスラム勢力がスペインの支配下に入るのは19世紀の後半になってから。スールー王国は1840年代にアメリカ、イギリス、フランスと通商条約を結ぶが、スペインに併合される。

4-4 東アジア諸国における不平等条約体制の成立

- 現在のインドネシア：17世紀初頭にジャワのバタビアに貿易拠点を築いたオランダが、徐々にその支配を拡大していった。18世紀から19世紀初めにかけて徐々にオランダの植民地となる。インドネシア各地に存在していたいくつかの王国や海港都市国家を征服して、保護国とし、さらに直轄領としていった。
- 現在のマレーシア：19世紀初め、イギリスがマレー半島のイスラム諸王国から貿易拠点（マラッカ、ペナン、シンガポール）を割譲させる
- それらをあわせて海峡植民地（1867）とする。
- その後背地のマレー半島のイスラム諸王国は19世紀後半に徐々にイギリスの保護国となる。

4-5 中華帝国体制解体の第2段階

- 「辺境の喪失」と二重体制の消滅

＝周辺国の保護国化・植民地化による中華帝国体制の解体
(＝ローカル・システムの崩壊)

保護国：主権を宗主国により制限されている国家（「独立主権国家」ではない国家）

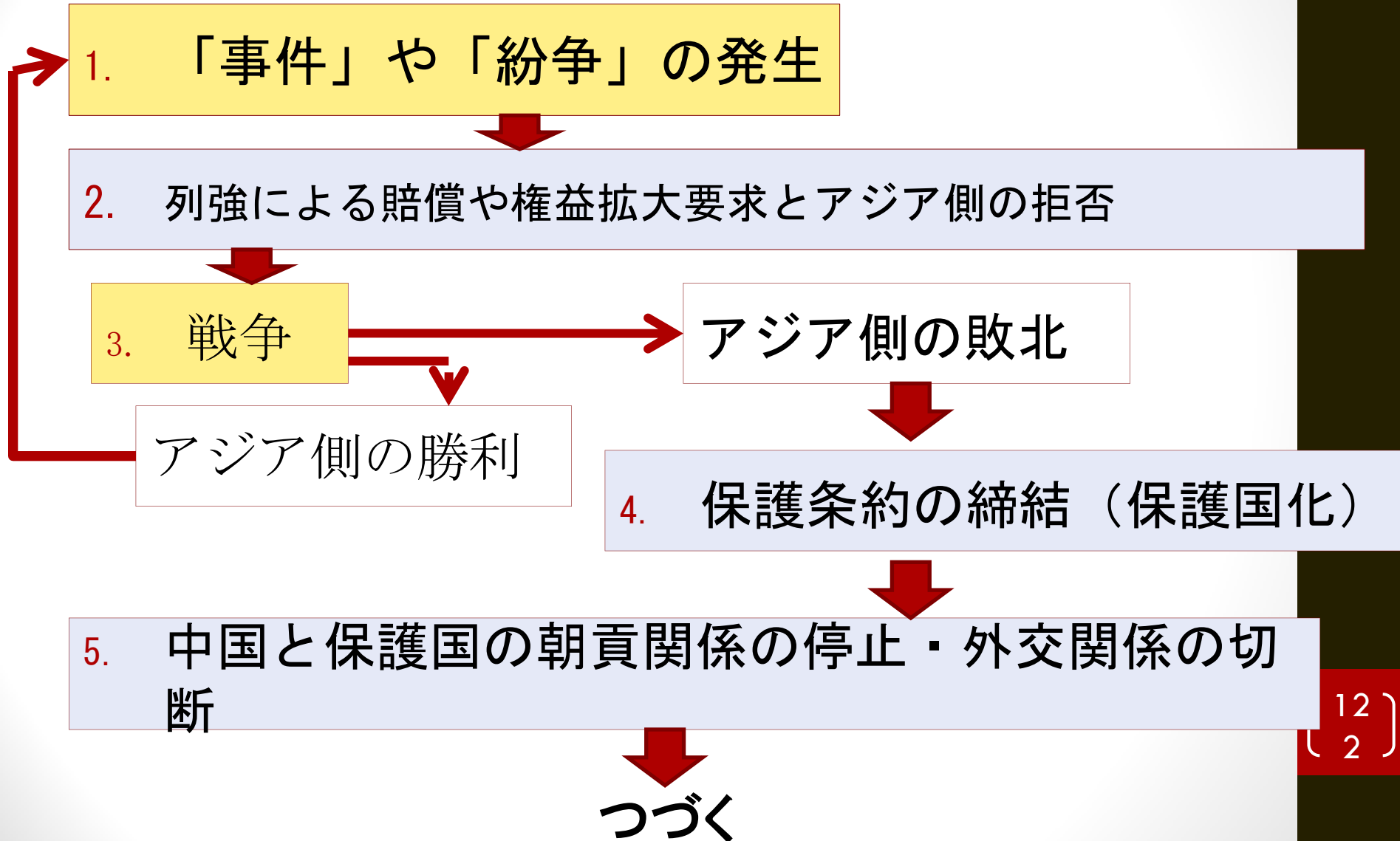
植民地：主権を完全に喪失し、宗主国の属領となった状態

➤ 1860年代後半から日清戦争（1894-95年）まで

→国際体制の再一元化

- 東アジア諸国の保護国化・植民地化の過程
- 保護国化・植民地化のタイムテーブル

4-6 東アジア諸国の保護国化・植民地化



4-6 東アジア諸国の保護国化・植民地化

5. 中国と保護国の朝貢関係の停止・外交関係の切
断



6. 中国側の承認（保護国化の完成）

中国の不承認



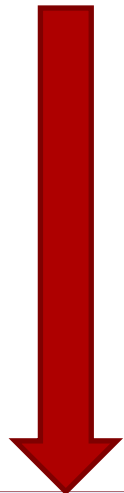
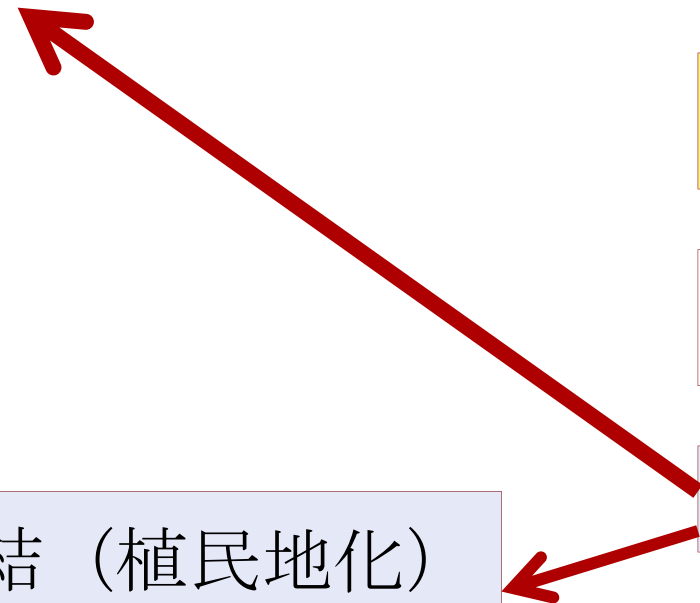
中国との戦争



中国の敗北



中国の承認



7. 併合条約の締結（植民地化）

4-7 保護国化植民地化のタイムテーブル

	戦争・占領	保護条約	最後の遣使・入貢	中国の承認	植民地化(併合)
洋	日清戦争 (1894-95) 日露戦争 (1904-05)	日韓議定書・日韓協約(1905-07)	1894 —	下関条約 (1895) —	韓国併合条約 (1910)
琉球	琉球処分 (1879)	琉球藩設置 (1872)	1875	下関条約 (1895)	沖縄県設置 (1879)
インドシナ	1873-74 1883-84	サイゴン条約(1874) ユエ条約(1884)	1880	天津条約 (1885)	仏領インドシナ連邦(1887)
タイ	タイ・仏戦争 (1883)		1853(清との関係は50年代に自然消滅、タイの保護下に)	タイ・仏条約 (1893)	仏領インドシナ連邦(1887)

4-7 保護国化植民地化のタイムテーブル（つづき）

国名	戦争・占領	保護条約	最後の遣使・入貢	中国の承認	植民地化（併合）
タイ	—	—	1852 朝貢関係破棄（1854）	—	—
ミャンマー	第3次ビルマ戦争（1885）	—	1895	中英ビルマ条約（1886）	ビルマ併合宣言（1886）
コーカンド汗国	ロシアの占領 1864—65	1876（コーカンド汗国の滅亡）	1860年代に消滅		トルキスタン州（1887）
東トルキスタン	イスラムの反乱 1862-78 （ヤクブ・ベク政			清の反乱鎮圧1873-77 イリ（ペテルス	新疆省設置（1884）

4-8 中華帝国体制解体の第2段階

- 前駆段階（第一の弛緩期）
 - 1860年代後半：不平等条約体制成立後の弛緩期
- 本格的段階（「危機の20年間」）
 - 1870年代～80年代：「朝貢国」ベルトの全面的解体
- 第2の弛緩期
 - 1890年代前半
- 最終局面
 - 日清戦争：朝鮮の「喪失」

下関条約第1条「清国は朝鮮国の完全無欠なる独立自主の国たることを確認す。因て独立自主を損害すべき朝鮮国より清国に対する貢獻典禮とは将来全く之を廃止すべし」

＝中華帝国体制の解体（「藩部」のモンゴル・東トルキスタン・チベットは残る、東トルキスタンでの省制実施「内国」化）

＝二重体制の解消

4-9 明治政府による対外関係の「書き換え」

- 第1段階：日本の「開国」＝不平等条約体制の成立・二重体制状況の出現→明治維新と明治新政府の成立
- 幕府を倒した明治政府は幕末の二重体制を遺産として継承
- 第2段階における日本の対外行動＝対外関係の「書き換え」
- 4つの選択肢

選択肢		不平等条約体制	鎖国体制から継承した関係
A	×	現状維持	現状維持
B攘夷	×	否定＝条約破棄	現状維持
C	◎	現状維持	否定＝条約の締結or保護国化
D	×	否定＝条約改正	否定＝条約の締結or保護国化

外国との和親に関する諭告(慶応4・2・17)(1868)
「(条約は)妄りに不可動事万国普通之公法」

4-9-1対蝦夷地（アイヌ）関係の書き換え

- 蝦夷地は江戸時代後期に日本領土に編入
- ロシアとの国境画定：樺太・千島交換条約（1875年）
 - ・ 日露和親条約（1855年）：択捉島と得撫島の間に境界、樺太は雑居（共有）→千島は日本領、樺太はロシア領
- 蝦夷地の北海道化＝開拓植民地化
 - ・ 蝦夷地を北海道に改称（1869年）、特別行政機関である開拓使設置（1869年～1882年）
 - ・ 農業の振興・移植民の奨励（→和人人口の増大）
 - アイヌ人口：幕末・明治初で16,000人（全人口の10%）
 - 北海道の人口：1888年約30万人、1901年約100万人
 - 北海道の開墾地：1886年約3万ha、1896年約10万ha、1911年約60万ha
 - ・ 北海道の人口：562万人 2005年
 - ・ 耕地面積：117万ha 2003年

4-9-1 対蝦夷地（アイヌ）関係の書き換え

蝦夷地の北海道化＝開拓植民地化

- 産業構造の変化：狩猟・漁労中心→農耕中心
- アイヌ：狩猟・漁労経済では生産者・労働者
農耕経済では「無用の民」
- アイヌの少数民族化と積極的な同化政策（和人化、農耕民化（とその失敗））
 - ただし、少数民族として固有の権利は認められていない。「近代化」「文明化」に取り残された存在とみなされる。
 - 北海道旧土人保護法（1899年）：「無用の民」となり、貧窮化したアイヌの「保護」（土地の供与、教育）
- 特別行政区域：府県制は一部を除き実施されず。開拓使→北海道庁
 - 徴兵制の施行（1897年）、選挙権の付与（1903年）

4-9-2対琉球関係の書き換え

- 新政府は、徳川幕府および薩摩藩が保有していた琉球の宗主権を接收し、その保護権を掌握
 - 廃藩置県（1871年）までは薩摩藩が琉球を管轄し、廃藩置県後は明治政府がそれを継承
- 琉球藩の設置（1872年）：琉球王国を琉球藩とし、琉球国王・尚泰を琉球藩王に任命（琉球の「保護国化」）
 - ただしこの関係は朝貢関係の側面をもち、完全に近代的な宗主国・保護国関係とはいえない。
 - ・琉球から使節が派遣され、天皇が琉球国王を琉球藩王に封じる（冊封）の形式がとられた。
 - ・「琉球国使参朝上表貢獻ニ付島主ヲ藩主ニ付シ華族ニ列スルノ勅旨並貨物下賜ノ儀」（「処蕃始末・辛未壬申・第一冊」）

4-9-2対琉球関係の書き換え

- 琉球の外交権の接收（1872年）
 - 琉球の外交事務は東京の外務省が管轄することを列国に通告。琉球の結んだ条約の維持を約束（アメリカ、フランス、オランダはその処置を容認）
 - 対西洋列強との関係では、琉球は日本の保護国となる。
- 琉球藩設置後も琉球藩は清国との朝貢関係を維持
→ 琉球の両属関係、琉球の二重体制はかたちをかえて存続
- 1872年の時点で、日本国内に二つの琉球政策
 - 琉球国の存続と日清両属の是認（左院答申）
 - 琉球併合論：両属は不都合、琉球を日本の領土とし、版籍をおさめ、国郡を置き、租税調貢など内地と同一に（大蔵省・井上馨）。

4-9-2対琉球関係の書き換え

- 台湾出兵（1874年）（目的：大清帝国に琉球の保護権を認めさせる）
 - 1871年に台湾西部に漂着した琉球進貢使節の遭難（原住民による殺害）の復讐を名目に
- 1874年に琉球藩は外務省の所管から内務省の所管へ
- 琉球併合論と琉清朝貢関係切断論の再登場（1875年琉球藩へ進貢停止要求）
- 琉球処分＝琉球の内政権の接收と併合＝沖縄県の設置（1879年）→琉球王国の滅亡
- 琉球の帰属をめぐる日清の対立（分島・増約案とその不成立、1880～82）
- 特別行政区としての沖縄県（旧慣温存政策：旧王族・士族の不満を緩和するため、税制・土地制度が存続～1903まで）
 - 徴兵令適用（1898）、参政権の付与（1912）

舊地事予居

主上及 皇后ヘノ尚奉_レ上表並、献貢目錄各二
通_レ式部助ニ呈ス助讀上_レケ_レ献ス後侍從長
以下半之

一勅語アリ

琉球ノ薩摩ニ所屬タル年久シ今維新ノ際
ニ會シ上表且方物ヲ献ス忠誠無二朕之ヲ

嘉納ス

一使臣自己ノ献物目錄ヲ讀ミ式部助ニ呈ス助
取_レ献ス

一勅語有リ

汝等入朝シ能ク汝ノ主ノ意ヲ奉シテ矢_レ
ナシ自_レ方物ヲ献ス深ク嘉納ス

一主上冊封ノ詔ヲ取_レ外務卿ニ授_レ給_レ卿宣
讀畢_レ使臣ニ傳_レフ

一使臣啓折謹拜メ尚奉ニ代_リ詔言上ス

臣使等謹白ス臣寡君ノ命ヲ奉シ

天朝ニ入貢ス今 聖恩寡君ヲ封シテ藩王
トナシ且華族ニ班セシム臣使代_リ詔命
ノ辱ヲ拜ス

一次、式部助藩王及妃ヘ賜賚ノ目錄ヲ宣讀ノ

4-9-3 対朝鮮関係の書き換え

- 国交関係樹立をめぐるトラブルと征韓論政変（1873年）
 - 対朝鮮外交権を対馬藩から中央政府・外務省へ（1871～72年）
- 朝鮮での高宗の親政開始（1873年）と興宣大院君（李昰応）の失脚：対外政策の「攘夷」から「開国」への転換
- 江華島事件（1875年）と日朝修好条規（1876年）の締結：朝鮮の「開国」と日朝関係の書き換え
 - 「通信」関係（「鎖国」体制下の関係）→不平等条約体制
 - 「朝鮮国ハ自主ノ邦ニシテ日本国ト平等ノ権ヲ保有セリ」（日朝修好条規第1款）
- 近代的な国交関係の樹立と「交隣」・適礼関係の近代化の両面
 - 天皇と朝鮮国王の対等性は保持される
朝鮮側にとっては、「交隣」関係と同じ。
日本側にとっては前近代の日朝関係の理念の放棄
 - 日本にとっては朝鮮は「独立」国家でなければならない。
 - 朝鮮にとっては清との宗属関係は維持されなければならない。

4-9-3 対朝鮮関係の書き換え

- 朝鮮の「保護国」化をめぐる日清の角逐（壬午軍乱 1882、甲申政変 1884）
- 朝鮮内部の政治的対立：高宗・閔妃と大院君、開化派と反開化派、急進開化派（親日派）と漸進開化派（親清派）
- 壬午軍乱：大院君派のクーデターとその失敗、清の介入、日本の出兵
- 甲申政変：急進開化派＋日本公使館のクーデターとその失敗、日清両軍の交戦
- 天津条約（1885）：日清両軍の撤兵（日本勢力の後退）

4-9-3 対朝鮮関係の書き換え

- 清朝関係の変容（清朝の宗主権の強化）：中朝商民水陸貿易章程（1882）（領事裁判権・税関監督権・租界の獲得）、袁世凱の派遣（駐劄朝鮮総理交涉通商事宜）
- 清朝間に朝貢関係と不平等条約関係の二重体制の出現
- 日清戦争（1894-95）と下関条約第1条（清朝宗属関係の解消）
 - 下関条約第1条「清国は朝鮮国の完全無欠なる独立自主の国たることを確認す。因て独立自主を損害すべき朝鮮国より清国に対する貢献典礼とは将来全く之を廃止すべし」
 - 朝鮮王国から大韓帝国（1897）へ（朝貢関係の消滅）
 - 韓清通商条約（1899）：清韓間の不平等条約体制
- 韓国の保護国化は、次の第3期に進行する。日露戦争中の軍事占領、1905年保護国化、1910年併合

4-10対中国関係の書き換え

- 国交・通商関係の樹立：日清修好条規（1871年調印、1873年批准）
 - 対等な外交関係、外交使節の交換
 - 開港地での貿易
 - 領事裁判権を互いにもちあう
 - 協定関税率を互いにみとめる
 - 最恵国待遇はなし
- 互いに西洋列強と不平等条約を結んでいる国同士の「対等条約」＝不平等条約体制の亜種（双務的）
- 中華帝国体制とは異なる国交・通商関係（日中関係の近代化、通商の拡大と東アジア交易の商権をめぐる対立）
- 古代律令制的對外觀念の形をかえた実現

4-10対中国関係の書き換え

- 1870年代～80年代：琉球および朝鮮をめぐる対立
→日清戦争
- 清国の敗北と下関条約（1895）
- 日清戦争後の日清通商航海条約（1896）は日本に有利な（片務的）不平等条約（最恵国待遇を獲得）
 - 清国側はそれまでのもっていた日本に対する領事裁判権等を失う。
- 台湾を獲得（下関条約第2条）、遼東半島は返却（三国干渉）
- 巨額の賠償金を獲得（→金本位制へ移行、八幡製鉄所、軍備拡張）
- 中国に対して西洋列強とほぼ同等の立場に立つ（条約、領土）
- 日露戦争後に遼東半島を租借、南満洲鉄道の獲得（ポーツマス条約・満州に関する日清条約）

4-11 「書き換え」の基本方針

- 明治政府の対外関係の「書き換え」により、日本の二重体制の解消は1870年代末にほぼ完了
 - 中華帝国体制解体の第二段階に日本の対外関係は再一元化される
- 明治政府の「書き換え」の基本方針（第2段階での）
 - 蝦夷地の「開拓植民地化」と「内国化」の完成
 - 琉球の「併合」（保護国としての琉球を「内国化」）
 - 朝鮮と中国に対する不平等条約体制の導入

4-12中華帝国体制の防衛者・解体者

- 日清戦争により清と朝鮮の朝貢関係を消滅させる。
- 日清戦争により清国に対して西洋列強と同様の立場に立つ。
- さらに日清戦争後（中華帝国体制解体の第3段階）は、朝鮮の保護国化をめぐりロシアと対立
- 日本＝中華帝国体制の解体者、中国・朝鮮・琉球＝防衛者
- しかし防衛する過程で、中華帝国体制そのものも変容を余儀なくされる：東トルキスタンの「内国化」（新疆省の設置）、朝鮮の宗主権強化

4-13条約改正

- 第2段階の後半の**1880**年代になると、明治政府は条約改正（対欧米列強不平等条約体制の解消）に着手
- 井上外交（条約改正交渉**1880-87**）、大隈外交（**1888-89**）：列強と合意の成立
 - ・ 領事裁判権の撤廃のかわりに外国人裁判官任用
 - ・ 領事裁判権の撤廃と関税率の引き上げと交換に「内地雑居」（開港地外での外国人の居住、営業、土地保有の自由）を認める。
 - ・ 領事裁判権の撤廃のかわりに法制度の西洋化
- この内容に対して、国内に強い反対論（国権論者と民権論者の統一戦線）→条約改正の失敗
- 条約改正は2段階において実現、日清戦争後に領事裁判権の撤廃（**1894**年調印、**1899**年から発効）、協定関税の廃止（**1911**年調印）
- 第3段階に日本の対欧米不平等条約体制は解消される。

第5章近代帝国主義 体制と東アジア

5-1 東アジアにおける近代帝国主義体制の成立

- 中華帝国体制解体過程の第3段階＝近代帝国主義の支配体制が確立する時期
→ 中華帝国体制の解体過程＝東アジアにおける近代帝国主義体制の確立過程
- 近代帝国主義支配体制はグローバルな国際秩序
(19世紀にグローバルな規模で「近世帝国」の解体が進行する：スペイン世界帝国、オスマン帝国、ムガル帝国、大清帝国それとともに「近世帝国」を中心とした地域的な国際秩序も消滅、さらに内陸アフリカや太平洋の諸島にも西洋列強の支配が及ぶ)
- 東アジアにおける近代帝国主義体制は第二次世界大戦の終了後まで存続

5-2 中華帝国体制解体過程の第3段階

- 第3段階は日清戦争後から第1次世界大戦まで
- 中国では大清帝国全体の「保護国化」ではなく、諸列強による勢力範囲の設定（＝分割）、国際的共同管理という形態とる（＝半植民地状態）
- その前半（日清戦争後から日露戦争まで）：中国分割競争の時代
 - 弱体化した清朝に対し列強が三国干渉の見返りや借款の見返りとして、あるいは軍事的圧力を背景に種々の利権（鉄道敷設権、鉱山採掘権）を獲得、排他的勢力範囲の設定競争とアメリカの門戸開放宣言
 - 義和団事件と連合軍による鎮圧、ロシアの満洲占領
 - 朝鮮をめぐる日露対立＋中国をめぐる英露の対立→日露戦争（1904－05）

中華帝国体制解体過程の第3段階

- その後半（日露戦争後から第1次大戦まで）
 - 中国における列強の勢力範囲の固定化
 - ロシア：北満州・外モンゴル
 - 日本：南満州
 - ドイツ：山東半島
 - イギリス：長江流域・チベット、
 - フランス：広州湾、広西省
 - 勢力範囲が大清帝国から分離させられて、帝国が解体するまでにはいたらなかった。大清帝国の宗主権・主権は維持される。
- 辛亥革命（清朝の滅亡）と中華民国の成立（1911-12）
- 朝鮮の保護国化と植民地化
 - 日清戦争後の保護国化の失敗（1895-96）
 - 日露戦争後、保護国化（第二次日韓協約1905年）、併合（韓国併合条約1910年）

5-3 近代世界の内部秩序＝近代帝国主義体制

- 19世紀後半の近代世界（＝単一世界）の内部秩序＝近代帝国主義体制（第二次世界大戦後まで存続）
- 近代帝国主義体制の構成
 - 世界列強（宗主国）：英、仏、独、露、米、日他
 - 対等条約国（列強ではないが、列強と対等条約を結んでいる）：ヨーロッパの中小国、ラテンアメリカ
 - 不平等条約国（独立国だが列強と対等ではない）：アジア諸国
 - 保護国・植民地（宗主国の支配下におかれる）
- 帝国＝（宗主国＋保護国・植民地）
- 主権国家群＝宗主国、対等条約国、不平等条約国

5-4東アジア・東南アジアでの「帝国」

- 第1次世界大戦直前の東アジア・東南アジアでの「帝国」
 - ロシア帝国、大英帝国、フランス（帝国）、オランダ（帝国）、ドイツ帝国、日本帝国、アメリカ（帝国）
 - 中国（領土の割譲と勢力範囲の設定：半植民地）、台湾（日）、香港（英）、関東州（日）他
 - 朝鮮（日）、インドシナ（仏）、ミャンマー（英）、マレーシア（英）、シンガポール（英）、インドネシア（オランダ）、フィリピン（米）、ミクロネシア（独）
- 東アジア・東南アジア諸国の位置変化（19世紀後半から20世紀はじめ）
 - 不平等条約国→保護国・植民地（含む半植民地としての中国および19世紀後半より前に保護国・植民地となった東南アジア諸国）
 - 不平等条約国のまま（タイ）
 - 不平等条約国→世界列強（日本）

5-5 「帝国」日本の形成

- 中華帝国体制解体の第1段階
 - 日本の「開国」・不平等条約体制の成立
 - 明治新政府の成立・幕藩制国家の崩壊
- 中華帝国体制解体の第2段階
 - 政治体制の近代化（明治憲法・帝国議会）
 - 社会体制の近代化（四民平等・文明開化・殖産興業・富国強兵）
 - 蝦夷地の北海道化、琉球の保護国化・併合
 - 朝鮮との間に近代的国交関係と不平等条約、中国との間に近代的国交関係と相互的不平等条約
- 中華帝国体制解体の第3段階
 - 台湾の領有
 - 南樺太の領有
 - 朝鮮の保護国化、併合
 - 関東州租借と南満州鉄道
 - 中国との間に（片務的）不平等条約

5-6 「帝国」 日本の領域

20世紀初（第1次世界大戦前）の日本帝国

- 日本本国（内地）：千島、北海道、本州、四国、九州、沖縄、小笠原→明治憲法の実質的施行区域・徴兵制と参政権あり（議会制定法が直接効力をもつ）（赤字は第2段階に領土化された地域、「外地」から「内地」へ）
- 保護国・植民地（外地）：台湾（1895）、南樺太（1905）、朝鮮（1905、1910）、関東州（租借地、1905）、南洋諸島（第1次大戦後、委任統治領）（茶字は第3段階に領土化された地域、
→明治憲法の形式的施行区域・徴兵制と参政権なし（議会制定法が直接効力をもたない）
- 中国において「特殊権益」をもつ（領事裁判権・警察権、鉄道・鉱山、租界・居留地（天津・漢口等））

5-7 20世紀初めの「帝国」日本の実力

- 強大な陸軍（平時20個師団）、西太平洋の制海権を握る海軍（三大海軍国：英、米、日）
 - 激しい軍備競争（陸軍は対露、海軍は対米）と過重な税負担
- 工業化の達成、通商国家（輸出：繊維製品（綿製品・生糸）を中心とする消費財、輸入：原料（棉花・鉄鉱石他）と資本財（精密機械他））
- 国際金融面で英米仏等に従属（日露戦争の戦費調達のための外債、貿易収支赤字の継続）
- 列強との同盟・協商関係
 - 日英同盟（1902～1921）、日露協約（1907～1917）、日仏協約（1907～）

5-8 日本の植民地主義

- 植民地の法制度・政治制度面での二項区分
 - 特別統治主義と内地延長主義
 - 特別統治主義：内地と異なる法制度・政治制度を植民地に
 - 総督専制主義（植民地住民の政治参加をみとめない）
 - 自治容認主義（植民地住民の政治参加をみとめる→自治議会と自治政府）
 - 内地延長主義：内地の法制度・政治制度を植民地に延長
 - 漸進的内地延長主義（時間をかけて内地と同等にする・それまでは総督専制主義）
 - 急進的内地延長主義（短期間のうちに内地と同等にする→植民地総督の廃止＝府県制の施行・参政権の付与）
 - 日本帝国の方針：特別統治主義（総督専制）と漸進的内地延長主義

5-8 日本の植民地主義

- 文化的・宗教的・イデオロギー的統合面での二項区分
 - 同化主義と非同化主義
 - 同化主義：植民地住民の文化的・民族的「日本」化は可能として、それをめざす
 - 非同化主義：植民地住民の文化的・民族的「日本」化は困難として、限定的な範囲でおこなう
 - 日本の政策は基本的に同化主義
 - 同化主義の2種類
 - 消極的・漸進的同化主義
 - 積極的・急進的同化主義
 - 同化主義と差別主義
 - 同化した者には平等の権利を、同化しない（できない）者は無権利
 - 同化した者は「善」、同化しない者は「悪」
 - 過剰に求められる「同化」と常に「差異」をみつける視線

第6章 二つの世界 戦争と日本

6-1 近代から現代へ

- 近代＝単一世界（地球世界）の形成過程
- 「近世帝国」の併存→近代世界システムによる「近世帝国」の解体→世界の単一化（16世紀から19世紀にかけての長期にわたる過程）
- 19世紀後半の近代世界（＝単一世界）の内部秩序＝近代帝国主義体制（＝グローバルな世界秩序）
 - Cf. 中華帝国体制（≠グローバルな世界秩序）
- 近代帝国主義体制は二つの世界戦争を経ることで解体にむかう（第2次世界大戦後に近代帝国主義体制は解体）
- 単一世界の内部秩序がさらに転換
- この転換の過程：近代から現代へ

6-1 近代から現代へ

- 現代世界は近代世界を継承（世界構造は同じ、単一世界）
- 現代世界は地球を何重にも蔽いつくしている（世界（人類社会の全体）＞地球（自然環境））：環境問題
- 近代世界と現代世界ではその内部的な国際秩序が異なる
 - 近代世界＝近代帝国主義体制
 - 現代世界≠近代帝国主義体制
- 第二次世界大戦後に保護国・植民地は独立し、国連加盟国となる→保護国・植民地、不平等条約国の消滅＝近代帝国主義体制の解体（主権国家体制のグローバル化）
- 近代帝国主義体制の解体過程およびそれ以後を「現代」

6-2 第一次世界大戦

- 第一次世界大戦＝帝国主義国間の世界分割競争の帰結
- 戦争の発火点はバルカン半島、主戦場はヨーロッパ（西部戦線、東部戦線）、グローバルな世界戦争（中東、極東、太平洋＋全海域）
- 総力戦（兵士と労働力の総動員・軍需生産）＋戦場の大量死（戦闘員 9 7 0 万人・非戦闘員 7 0 0 ～ 1 0 0 0 万人）
（日本帝国＝ 3 0 0 ～ 4 0 0 人）

6-3 第一次世界大戦と東アジア

- 東アジアでの西洋列強の勢力後退
- 日本の突出した優位（中国と西太平洋）
 - 対独参戦（1914）（山東半島占領、ミクロネシア占領）
 - 21ヶ条要求（1915）（山東半島と東北（満蒙）の権益確保・拡大）
 - シベリア出兵（1918-22、24）（沿海州から東部シベリア、北樺太）
 - 日華協同防敵軍事協定（1918）（北満洲への勢力拡大）
- アメリカの世界大国化（アメリカの参戦 1917）
- 帝政ロシアの崩壊（ロシア革命 1917）
- ドイツ、オーストリア・ハンガリーの敗戦
- オスマン帝国の解体・消滅

6-4 第一次世界大戦後の4つの反作用

1. 帝国主義列強間の均衡回復の力

- ドイツ、ロシア、オーストリアの脱落、フランス、イタリアの弱体化→東アジアにおける列強はイギリス、アメリカ、日本の三強に
- 日本：中国東北全体（南北満洲・東部内モンゴル）と山東半島に勢力範囲の拡大をめざす（→成功せず）
- アメリカ：門戸開放・機会均等主義（勢力圏設定主義に批判的）
- 中間派イギリスの選択→日英同盟の解消と四ヶ国条約（太平洋問題、1922）、九ヶ国条約（中国問題、1922）の締結
- ワシントン体制（＝近代帝国主義体制の修正）

6-4 4つの反作用（2）

2. 世界戦争による大量死を招いた近代帝国主義体制への批判

- 新しい国際秩序・安全保障体制：戦争の再発防止
- ウィルソン大統領の平和14ヶ条と国際連盟構想→国際連盟の成立
- 現代世界の国際体制の原型の登場
- 戦争（侵略戦争）の「違法化」（国際紛争の平和的解決）と国家主権の絶対性の制限

6-4 4つの反作用（3）

3. レーニンの世界革命論

- 世界戦争の原因を帝国主義を生み出した資本主義体制に求める
- 宗主国における社会主義革命と植民地における民族解放・独立→資本主義と近代帝国主義体制の消滅→世界戦争の再発防止
- 国際連盟に対抗してコミンテルンの創設（1919）
- レーニン主義の世界への普及（各国共産党の創立）

6-4 4つの反作用（4）

4. 保護国・植民地での民族解放運動の高揚

- 世界戦争への植民地の協力、犠牲への報酬としての自治・独立要求
- ウィルソンの民族自決論とコミンテルンの民族解放論の両方の影響

日本帝国の場合

- 朝鮮の三・一運動（1919）
- 台湾の台湾議会設置請願運動（自治要求）
- 中国の五・四運動（山東半島のドイツ権益の日本への譲渡を容認したベルサイユ条約への反対）→国共合作（1924）から国民革命（1926～）へ、中国の半植民地状態の打破をスローガンとする国民党政権による中国の統一の進行：近代中国史の転換点

6-5 ワシントン体制

- ワシントン会議（1921-22）→ワシントン体制
- 第1次世界大戦後の4つの反作用の働く場で、東アジアの国際体制が再編、1931年の満洲事変まで続く
- ワシントン体制の三つの層
 - 基底：近代帝国主義体制（戦勝国の既得権益はすべて保持）
 - 中層：中国に関する門戸開放・機会均等主義の相互確認（九ヶ国条約）
 - 新しい勢力範囲設定の禁止と敗戦国の権益の中国への返還（日本の勢力範囲拡張は成功せず→山東権益の返還、シベリア・北満洲からの撤退、
 - 満洲での張作霖支援政策によって既得権益の確保
 - 中国の主権の尊重と領土保全、政治的統一と対等条約国化の是認
 - 上層：国際連盟と軍縮条約（国際平和と集団的安全保障システム）、中国は国際連盟の原加盟国
- 近代帝国主義体制を継承しつつそれを修正→解体のはじまり

6-6 二つの対外路線—対英米協調主義

- 第一次大戦後の日本の対外路線：対英米協調路線
 - ワシントン体制に順応（中国における権益の拡大よりも英米との協調関係の維持を優先）
 - 第一次世界大戦中の突出した地位からの後退と軍縮を容認
 - 満蒙は中華民国の領土であるとの前提のもとで、「満蒙特殊権益」（満蒙における日本の特殊的地位）を維持、中国本土については九ヶ国条約の枠組みにしたがう（＝「緩い満蒙分離主義」）
 - 原敬内閣から第2次若槻内閣（幣原外交）までの日本政府の基本方針
 - 明治時代の協調・従属的帝国主義の正統な継承者（天皇、元老、政党、軍部、官僚、財界に広く分布）

背景に日本経済の対英米依存性

6-6 二つの対外路線—アジア・モンロー主義

- 対英米協調路線への有力な反対論＝アジア・モンロー主義
 - 「アジアの盟主」論、英米は東アジア問題については日本の優位を認め、日本とアジアとの特殊関係を尊重すべし
- 中国における日本の権益の維持・拡大を英米との協調よりも優先
 - 第一次世界大戦中の突出した地位の放棄と軍縮に否定的
 - 両者の調和が困難な場合は対決も辞さない（最終的には英米勢力をアジアから駆逐すべし）
- アジアにおける自給自足圏の構築により、経済面の対英米依存構造の解消をめざす（実際には実現はむずかしい）
- 「満蒙特殊権益」の維持・拡大をめざす。「満蒙生命線論」（場合によっては満蒙に対する中華民国の領土権を否定する「硬い満蒙分離主義」）、日本の特殊地位を容認する中国の中央・地方政権とは提携（＝「日支提携」）するが、否認する政権には敵対
- 日本の政治勢力内部に広く分布（政党、軍部、官僚、右翼）、ただし1920年代には反主流

6-7 在野の異論

3. 自由主義・社会民主主義（ウィルソン主義と欧米の社会民主主義に親近感をもつ）：
- もっともラジカルな石橋湛山の小日本主義、植民地放棄論、満蒙權益放棄論、吉野作造の植民地主義批判
 - 対英米協調路線と親和的、アジア・モンロー主義とは対立的
4. 共産主義（レーニン主義とコミンテルンに忠実）：日本共産党
- 他のすべての勢力を帝国主義の手先として否定
- 1930年代になると、戦争の拡大とともに、アジア・モンロー主義が優勢となり、他は圧迫される

6-8 満洲事変

- 中国の東北地方を軍事占領し、中国本土と切り離して「満洲国」を樹立、日本の支配下におく（公然たる「満蒙分離」と保護国化、ただし形式的には「満洲国」は独立国家の形態をとる←「反作用」の2）：大日本帝国の新たな膨張の第一段階
 - 満洲事変と満洲国
- 国民党政権による中国統一の進展への巻き返し
 - 国民党の北伐進展と張作霖の敗北・暗殺（1927～1928）
 - 張学良政権が国民党政権の傘下に（張作霖支援政策の崩壊＝「緩い満蒙分離主義」を支えてきた枠組みの消滅）
 - 国民党政権の承認し、中央政府である国民党政権を相手に満蒙権益の保護をめざす幣原外交（「緩い満蒙分離主義」からの転換）、それに対する国内の強い批判
 - 世界大恐慌→「満蒙は日本の生命線」→軍事力による「満蒙問題の解決」（「硬い満蒙分離主義」への転換）

6-9 満洲事変の意味

- 満洲事変を計画・推進したのは、陸軍の中堅幕僚層
 - 陸軍中堅幕僚層の満蒙領有方針（1928～31）：帝国の自存のため満蒙を領有（満蒙生命線論）、そのために対ソ戦争準備推進、中国の抵抗は小、英米とは戦争にならない。のちに領有から「満洲国」樹立に変更
 - 陸軍の軍事行動を内閣は統制できず、既存の外交路線を守ろうとした幣原外交は終焉
- アジア・モンロー主義的な軍事・外交行動
 - 陸軍の満蒙問題の武力解決はアジア・モンロー主義的政治勢力を結集させるとともに、国民的支持の調達に成功
- ワシントン体制からの日本の離脱（＝国際連盟脱退）
- ワシントン体制の枠組を前提とする対英米協調路線の放棄（←九ヶ国条約違反）＝第一次世界大戦後の外交路線の転換
- 対英米協調路線（1920年代）からアジア・モンロー主義路線（1930年代）へ
- 対英米協調論とアジア・モンロー主義の対立と妥協の関係は解消されず、かたちをかえてその後も登場

6-10 華北分離工作・内蒙工作

- 日本の満洲国の承認と国際連盟脱退後、事態固定化の可能性
 - アメリカの不承認主義（実効性なし）
 - イギリス：ワシントン体制の枠組みによらない日英協調（既成事実の容認）→近代帝国主義体制の路線への復帰
 - 中国国民党政権（蒋介石政権）の「安内攘外」政策
 - ソ連：北満洲鉄道の譲渡（北満洲からの撤退）と極東ロシアの防備強化・不可侵条約提起
- 日本の華北分離工作・内蒙工作（「満洲国」に接する華北と内モンゴル地域に親日・反国民党政権を樹立する工作）と広田外交（「満洲国」承認を国民党政権に求める）はこの可能性を失わせる

華北分離工作・内蒙工作

- 塘沽停戦協定（1933年5月）により長城線以南に非武装地帯（事実上の日本軍の占領地）
- 1935年6月に河北省と察哈爾省（内モンゴル）から国民党軍・国民党勢力を撤退させ、同年11月に冀東防共政府を樹立、1936年5月に内モンゴルに蒙古軍政府を樹立。ただし、内モンゴルと河北省全体に親日政権を樹立する工作は失敗に終わる。中間的な政権として冀察政務委員会が誕生
- 中国：「安内攘外」政策から「抗日統一」戦線へ
 - 1936年11月西安事変→国共内戦停止
- イギリス・アメリカの国民党政権への財政支援（＝幣制改革支援）：日本はイギリスの共同借款提案を拒否
- 華北分離工作・内蒙工作の停滞・失敗＝岐路（政策転換か軍事解決か）
- 1937年4月の政策転換は不徹底に終わる
 - 支那駐屯軍の増強と永駐制（1936年6月）
⇒盧溝橋事件発生の原因

6-11 日中全面戦争

- 盧溝橋事件（1937年7月）を機に、華北・内モンゴルを軍事占領して、各地に親日政権を樹立し、勢力範囲を拡大：大日本帝国の新たな膨張の第2段階
- 1937年7月11日の華北への派兵決定により、事実上の戦争状態
- 日本側は華北方面での局地限定戦争を想定するが、上海戦がはじまり（1937年8月）、全面戦争化
- 各分岐点での戦争の拡大か不拡大かをめぐる対立
 - 対ソ戦備完成優先論か対支一撃論か、華北限定か上海へ拡大か、南京攻略か否
- 南京陥落後も中国側の抵抗やまず→長期・泥沼戦争化
- 日本側は短期決戦戦略、中国側は「空間を与えて、時間をかせぐ」長期持久戦略→日本は戦場では優位だが、戦略的には優位とはいえない

日中全面戦争

- 「蔣介石ヲ对手トセス」 声明（1938.1）（国民党政権の否認）
 - 占領地（内蒙、華北、上海・南京）に親日政権、日本勢力の扶植→分割して保護国化
 - 経済封鎖（海上封鎖）
 - 国民党政権の屈服もしくは消滅を期待するも、うまくいかず
- 東亜新秩序声明（1938.11）（国民党政権への和平よびかけ）
 - 短期決戦戦略にもとづく、軍事攻勢（武漢・広東作戦）と和平工作（対重慶工作：宇垣・孔交渉と汪兆銘工作）の併用

日中全面戦争

- 東亜新秩序構想による戦争終結の失敗以後
 - 軍事的手詰まり：重慶爆撃と補給路（援蔣ルート）遮断（南寧作戦）
 - 汪兆銘政権（南京国民政府）（蒋介石政権との和平交渉の可能性をなくす）
 - 戦争経済の対米依存と英米との関係悪化（占領地での排他的経済圏創出をめぐる）

6-12日中全面戦争と戦時体制

- 十五年戦争の三段階と国内体制

戦争の段階	戦争の性格	国内体制
満洲事変	局地限定戦争	平時・準戦時体制
日中全面戦争	全面戦争・二国間戦争・国力および兵備の劣勢な敵との戦争	戦時体制（現在の戦争と将来の戦争）
アジア・太平洋戦争	総力戦争・世界戦争・国力および兵備の優勢な敵との戦争	総力戦体制・現在の戦争を遂行するための体制

- 日中全面戦争期の戦時体制の特色
 - 現在行われつつある戦争（日中戦争）遂行のための体制
 - 将来行われるであろう戦争（世界戦争）の準備のための体制
 - 「ソ支二正面作戦準備論」（1938年秋 東条英機陸軍次官の声明）
 - 戦艦大和・武蔵の建造（大和の起工1937.11、就役1941.12）

6-13 日独伊三国同盟をめぐる対立 (1939～40年)

- ヨーロッパでのナチス台頭（ベルサイユ体制の打破をめざす）とヨーロッパ戦争の危機（1936-39）
- 独伊枢軸との提携（日独伊三国同盟）をめぐる日本の戦争指導部内の対立：対ソ同盟か、対ソ英仏同盟か
 - 新しい文脈でのアジア・モンロー主義（親枢軸派：陸軍）と対英米協調路線（反枢軸派：海軍・外務省）との対立
 - = 日中全面戦争を世界戦争に拡大させるか否かの対立
- 独ソ不可侵条約・ドイツのポーランド侵攻（1939.8-9）→第二次ヨーロッパ戦争の開始
- 親枢軸派の一步後退→ヨーロッパ戦争に不介入

日独伊三国同盟をめぐる対立（1939～40年）

- ドイツの西部戦線総攻撃（1940.5）、イタリアの参戦（1940.6）、フランスの降伏（1940.6）→親枢軸派の勝利（第二次近衛内閣の成立）
- 日独伊三国同盟の締結（1940.9）
 - ヨーロッパ戦争は事実上イギリス v s ドイツ・イタリア
 - アメリカは参戦しないが、イギリスを援助（反枢軸の立場）
 - ソ連はドイツと提携（独ソ不可侵条約・ポーランドの分割）
 - 日本はドイツ・イタリアと同盟、しかしヨーロッパ戦争には参戦せず
 - 中国も参戦せず、日本と戦争中、英米の経済的支援を受け、ソ連と提携（中ソ不可侵条約、1937）

6-14 独ソ戦から「武力南進」へ

- 枢軸派の世界戦略：日独伊ソ四国協商路線と大東亜共栄圏（東南アジアの英蘭仏の植民地を支配下におき、自給自足圏の建設）、アメリカの参戦抑止
- 「好機南進」論（イギリスの敗北を機に東南アジアの英蘭植民地を奪取）とその放棄（1940.9-41.3）：「英米可分」（陸軍）、「英米不可分」（海軍）
- 南進施策（対仏印・タイ・蘭印工作）と日米交渉（1941.4～12）
 - アメリカに中国援助の停止と日本の勢力圏（中国・東南アジア）の実質的承認をせまり、日中戦争を解決するとともに、大東亜共栄圏の完成を促進する
- アメリカの武器貸与法（1941.3）と独ソ開戦（1941.6）
 - 枢軸派の世界戦略の破綻、対ソ開戦か、否か。
 - 関特演による対ソ開戦準備（41.7-8）

独ソ戦から「武力南進」へ

- 対英、対ソいずれにしろ独伊側に立つ参戦はアメリカの禁輸をまねく→蘭領インドの石油の掌握（「南進による自給自足圏建設」）の必要性、そのために対英米戦も辞さず
 - 「南進か北進か」ではなく、「北進のためにもまず南進」
- インドシナ南部進駐（南方占領作戦実施のため不可欠な航空基地の確保、**1941.7**）と英米の対日全面禁輸措置発動（**1941.8**）：対ソ開戦の延期→対米開戦か否かをめぐる対立
- 日米交渉（石油禁輸の解除と中国・仏印からの撤兵をめぐる交渉）の決裂（**1941.10**）
- 御前会議決定（**1941.9**）とその撤回（**1941.10**）、再度の御前会議（**1941.11**）と日米交渉の再開とその決裂→対米英蘭開戦決定＝「武力南進」（東南アジア占領、**1941.12**～）
- 日中戦争と世界戦争の結合

6-15 アジア・太平洋戦争（1941-45）

○ハワイ攻撃と南方作戦（いずれも奇襲攻撃）

○広大な東南アジア・太平洋地域を軍事占領

- アンダマン諸島（英領インドの一部）、ビルマ（ミャンマー）、マレーシア（英領マレー）、シンガポール（英領）、タイ（日本の同盟国）、インドシナ（仏領）、香港（英領）、フィリピン（米領）、インドネシア（蘭領インド）、ティモール（ポルトガル領）、ニューギニア（蘭領、英領）、ビスマルク諸島（英領）、グアム（米領）、ウェーク（米領）
- スマトラ、ボルネオの油田地帯の確保と海上輸送ルートの維持が主目的
- イギリス・オランダ・アメリカの支配権力を排除して、その植民地・保護領を奪取

6-15 アジア・太平洋戦争（1941-45）

○日本側の戦後計画（大東亜共栄圏構想）

- イギリス領マラヤ、シンガポール、香港、オランダ領インド（インドネシア）、ニューギニア、西南太平洋の島々は日本領土に編入（戦争末期になってインドネシアの一部に「自治」）
- ビルマとフィリピンは日本の保護のもとに「独立」（自治政権を樹立）
- インドシナはフランス（ビシー政権）の宗主権を認めるが、日本の保護下におく
- ビルマ、フィリピン、満洲国、汪兆銘政権（中華民国）、タイは日本の衛星国（事実上の保護国）
- 英米蘭を排除して、東アジア・東南アジアに日本の勢力圏（植民地、占領地＝衛星国）を樹立
- 近代帝国主義体制の継承と否定、ワシントン体制の否定

アジア・太平洋戦争

- ミッドウェー海戦（1942年6月）で海上優位を失う
- ガダルカナルの攻防戦（1942年8月-43年2月）が転機（攻勢から防御へ）
- ソロモンとニューギニアの消耗戦（～1943年9月）

→この段階で日本側に勝利の可能性はなくなる

→3つの戦略：

徹底抗戦論

海上決戦で敵に打撃を与えてのち和平（＝決戦和平論）

即時和平論（＝無条件降伏論）

アジア・太平洋戦争

- マリアナ陥落（1944年7月）、インパール作戦失敗（同）
- レイテ決戦（1944年10-12月）：海上決戦の敗北→本土決戦へ
- 沖縄戦（1945年4-6月）：本土決戦の前哨戦→本土決戦か否か
本土決戦回避論（「ソ連を通じての和平」論と無条件降伏論）
- 本土空襲（長距離爆撃から長距離爆撃＋艦載機攻撃）と原爆投下
- ソ連参戦（本土決戦シナリオの崩壊）

6-16 ポツダム宣言受諾

- マリアナ失陥前後から和平派（近衛グループ、海軍の一部）の水面下での運動はじまる：和平派はかたちをかえた対英米協調論
- 東条内閣の退陣（1944.7）、小磯内閣へ
- 即時降伏論（近衛グループ）、海上決戦後和平論（海軍の一部）、本土決戦論（陸軍）
- レイテ戦の敗北により海上決戦後和平論は根拠を失う
- 沖縄戦後は本土決戦回避論と本土決戦論、両者の一致による対ソ交渉（中立条約延長とソ連を仲介とする和平）とその失敗
- 昭和天皇の即時降伏論への転向→「聖断」シナリオによるポツダム宣言受諾

第7章 現代世界と 東アジアの20世紀史

7-1 東アジア史の現代

- 現代世界は近代世界を継承（世界構造は単一世界）
- 現代世界は地球を何重にも蔽いつくしている。
- 近代世界と現代世界ではその内部的な国際秩序が異なる
 - 近代世界＝近代帝国主義体制
 - 現代世界≠近代帝国主義体制
- 第二次世界大戦後に保護国・植民地は独立し（東アジア・東南アジアでは1940年代後半から50年代前半）、国連加盟国となる→保護国・植民地、不平等条約国の消滅＝近代帝国主義体制の解体
- 近代帝国主義体制の解体以後を「現代」

7-2現代世界の内部的国際秩序

- 近代帝国主義体制解体後の現代世界の内部秩序は何か？
- 基底としての国際連合体制＝近代的国際原理の普遍化（グローバル化）
- 1991年までは、その上に自由主義国家陣営（アメリカとその同盟国）と社会主義国家陣営（ソ連とその衛星国）の対立（冷戦体制）
- 南北問題（豊かな先進国群（旧宗主国）と貧しい後進国群（旧保護国・植民地）との格差）
- 20世紀の終わりから21世紀にかけて東アジア（日本、韓国、台湾、中国）、東南アジア諸国の一部（シンガポール、マレーシア）の急速な経済成長
- 21世紀：中国の世界大国化

7-3東アジア史の20世紀—近代と現代の交錯

- 東アジア史の20世紀
- その前半：近代帝国主義体制の修正と解体の時代（近代の最後）
- その解体をもたらしたもの
 - 帝国主義に対抗する民族解放運動
 - 帝国主義国間の競争と世界戦争（日本の覇権追求とその挫折）
- その後半：冷戦の時代（東西対立から三極（米、ソ、中）対立へ）（現代の最初）
- 近代と現代の交錯